



令和4年度

公募要領

革新的がん医療実用化研究事業および
難治性疾患実用化研究事業

がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム

令和4年12月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

疾患基礎研究事業部 疾患基礎研究課

創薬事業部 創薬企画・評価課

ゲノム・データ基盤事業部 ゲノム医療基盤研究開発課

ゲノム・データ基盤事業部 医療技術研究開発課

目次

第 1 章 はじめに	1
1.1 革新的がん医療実用化研究事業の概要	1
1.1.1 事業の現状	1
1.1.2 事業の方向性	1
1.1.3 事業の目標と成果	2
1.2 難治性疾患実用化研究事業の概要	3
1.2.1 事業の現状	3
1.2.2 事業の方向性	3
1.2.3 事業の目標と成果	3
1.3 事業の構成	3
1.3.1 事業実施体制	3
1.3.2 代表機関と分担機関の役割等	4
第 2 章 応募に関する諸条件等	5
2.1 応募資格者	5
2.2 応募に当たっての留意事項	6
2.2.1 委託研究開発契約について	6
2.2.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	6
2.2.3 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	6
2.2.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	8
2.2.5 若手研究者の積極的な参画・活躍について	8
2.2.6 データシェアリングについて	8
2.2.7 治験〔医師主導治験/企業治験〕又は臨床試験の研究開発提案の際の要件について（一部非臨床試験を含む）	11
2.2.8 ICRP（International Cancer Research Partnership）への研究成果の登録について	14
第 3 章 公募研究開発課題	15
3.1 公募研究開発課題の概要について	15
3.1.1 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム	15
3.1.2 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）	15
3.1.3 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（難病領域）	15
3.2 採択条件	16
3.2.1 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム公募課題採択条件概要	16
3.2.2 革新的がん医療実用化研究事業	16
3.2.3 難治性疾患実用化研究事業	17
3.3 革新的がん医療実用化研究事業	19
3.3.1 「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）」研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について	19
3.4 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）（A, B, C 領域共通）	21
3.4.1 背景と目的	21
3.4.2 採択条件の原則について（がん領域（A, B, C 領域）共通条件）	21
3.5 (A-1) がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究	24
3.5.1 公募内容	24
3.5.2 特記事項（優先される事柄等）	24
3.5.3 採択条件について	24

3.5.4 求められる成果	26
3.5.5 予算規模	26
3.6 (A-2) がん全ゲノム解析等の患者還元の拡大および創薬や治療法等の創出をめざした研究	28
3.6.1 公募内容	28
3.6.2 特記事項（優先される事柄等）	28
3.6.3 採択条件について	28
3.6.4 求められる成果	31
3.6.5 予算規模	31
3.7 (C) がんの全ゲノム解析等におけるゲノム情報および臨床情報の情報基盤に関する研究	32
3.7.1 公募内容	32
3.7.2 特記事項（優先される事柄等）	32
3.7.3 採択条件について	32
3.7.4 求められる成果	38
3.7.5 予算規模	38
3.8 難治性疾患実用化研究事業	40
希少難治性疾患に関する全ゲノム解析等に関連する研究分野	40
第 4 章 スケジュール・審査方法等	46
4.1 公募期間・選考スケジュール	46
4.2 提案書類の審査方法	47
4.2.1 審査方法	47
4.2.2 審査項目と観点	48
4.3 AMED における課題評価の充実	49
第 5 章 提案書等の作成・提出方法	50
5.1 提案書類の作成	50
5.1.1 応募に必要な提案書類 革新的がん医療実用化研究事業	50
5.1.2 応募に必要な提案書類 難治性疾患実用化研究事業	50
5.1.3 提案書類様式の入手方法	51
5.1.4 提案書類の様式及び作成上の注意	51
5.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等について	52
5.3 若手研究者の登用について	53
5.3.1 本事業で支援する若手研究者の定義・必要な書類等について	53
5.3.2 若手研究者登用の評価に当たり考慮すべき事項	54
5.4 提案書類の提出方法	55
5.4.1 e-Rad での提出状況の確認	55
5.4.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項	56
5.4.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先	57
5.5 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除	57
5.5.1 不合理な重複に対する措置	57
5.5.2 過度の集中に対する措置	58
5.5.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法	58
5.5.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有	59
5.6 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	59
第 6 章 情報の取扱い	61
6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い	61

6.1.1 情報の利用目的	61
6.1.2 必要な情報公開・情報提供等	61
第 7 章 採択後契約締結までの留意点	63
7.1 採択の取消し等について	63
7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について	63
7.3 契約締結の準備について	64
7.4 データマネジメントプラン（DMP）の提出	64
7.5 研究開発タグの提出	65
第 8 章 委託研究開発契約の締結等	66
8.1 委託研究開発契約の締結	66
8.1.1 契約条件等	66
8.1.2 契約に関する事務処理	66
8.1.3 年度末までの研究開発期間の確保について	66
8.1.4 委託研究開発費の額の確定等について	67
8.2 委託研究開発費の範囲及び支払等	67
8.2.1 委託研究開発費の範囲	67
8.2.2 委託研究開発費の計上	68
8.2.3 研究設備・機器の共用促進に係る事項	68
8.2.4 委託研究開発費の支払	70
8.2.5 費目間の流用	70
8.2.6 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について	70
8.2.7 委託研究開発費の繰越	70
8.3 取得物品の取扱い	70
8.3.1 取得物品の帰属	70
8.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い	71
8.3.3 放射性廃棄物等の処分	71
第 9 章 採択課題の進捗管理	72
9.1 課題の進捗管理	72
9.2 中間評価・事後評価等	72
9.3 成果報告会等での発表	73
第 10 章 研究開発成果の取扱い	74
10.1 論文謝辞等における体系的番号の記載について	74
10.2 研究開発成果報告書及び DMP（研究開発終了時の最新版）の提出と公表	74
10.3 研究開発成果の帰属	74
10.4 研究開発成果の実用化に向けた措置	75
10.5 医療研究者向け知的財産教材	75
10.6 研究開発成果のオープンアクセスの確保	75
10.7 データの取扱い	75
第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等	76
11.1 法令の遵守	76
11.2 委託研究開発費の執行についての管理責任	76
11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了	76
11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について	77
11.3.2 履修時期について	77
11.3.3 研究機関等の役割・履修状況の報告について	77

11.4 利益相反の管理について	78
11.4.1 AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に基づく利益相反管理	78
11.4.2 臨床研究法施行規則第 21 条に基づく利益相反管理	78
11.4.3 利益相反管理状況報告書の提出について	78
11.5 法令・倫理指針等の遵守について	79
11.6 体制整備等に関する対応義務	80
第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応	81
12.1 不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等	81
12.2 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について	81
12.2.1 契約の解除等	82
12.2.2 申請及び参加資格の制限	82
12.2.3 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限	84
12.2.4 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について	84
12.2.5 不正事案の公表	84
12.3 AMED RIO ネットワークへの登録について	84
第 13 章 その他	86
13.1 医療研究開発の「社会共創」の推進	86
13.1.1 社会との対話・協働の推進	86
13.1.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）の推進	86
13.2 健康危険情報	87
13.3 リサーチツール特許の使用の円滑化	87
13.4 知的財産推進計画に係る対応	87
13.5 AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾンによる知財コンサルテーション支援	88
13.6 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと [®] 」	88
13.7 創業支援ネットワーク及び創業事業部による支援	88
13.8 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援	89
13.9 研究者情報の researchmap への登録	90
13.10 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託について	90
13.11 各種データベースへの協力	90
13.12 博士課程学生の処遇の改善について	91
13.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	92
13.14 登用される若手研究者の自発的な研究活動について	93
第 14 章 お問合せ先	94

第 1 章 はじめに

本公募要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施するがん・難病全ゲノム解析等実行プログラムの公募研究開発課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。

1.1 革新的がん医療実用化研究事業の概要

1.1.1 事業の現状

がんは我が国の死亡原因の第 1 位であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題になっています。がん研究については、昭和 59 年にがん対策関係閣僚会議により「対がん 10 年総合戦略」が策定され、以来、10 年ごとに 10 年戦略を改訂し、がんの病態解明から臨床への応用に至るまで研究の推進に取り組んできました。平成 18 年 6 月には「がん対策基本法」（平成 28 年 12 月に改正）が成立し、その基本理念として「がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的または総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること」が求められています。このがん対策基本法に基づき、平成 19 年 6 月に「がん対策推進基本計画」※（平成 30 年 3 月に改訂）が策定され、がんによる死亡率の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を全体目標として掲げ、これらの達成に向け、更なるがん研究の推進に取り組んでいるところです。

※ がん対策推進基本計画

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183313.html>

1.1.2 事業の方向性

がん研究については「がん対策推進基本計画」に基づく新たながん研究戦略として文部科学省、厚生労働省、経済産業省の 3 大臣確認のもと、平成 26 年 3 月に「がん研究 10 年戦略」が策定されました。今後のがん研究は、本戦略をふまえ、がんの根治・予防・共生の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進することとし、本事業では「**がん研究 10 年戦略**」で掲げられた以下の 6 領域について、「がん対策加速化プランへの提言について」（平成 27 年 12 月厚生労働省 がん対策推進協議会）※¹ も加味しつつ具体的研究事項を着実に推進していきます。

領域 1：がんの本態解明に関する研究

領域 2：がんの予防法や早期発見手法に関する研究

領域 3：アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究

領域 4：患者に優しい新規医療技術開発に関する研究

領域 5：新たな標準治療を創るための研究

領域 6：ライフステージやがんの特性に着目した重点研究（小児がんに関する研究※²、高齢者のがんに関する研究、難治性がんに関する研究、希少がん等に関する研究）

これらの研究を継続的に推進していくためには、幅広い分野の柔軟な発想を持った若手の人材をがん研究領域に取り込み、積極的に育成することが必要です。さらに、女性の活躍を促進すべく、がん研究への女性研究者の参画を促進することも重要です。

また、本事業は関係省庁の所管する以下の研究関連事業の有機的連携のもと、一体的に推進します。応募に際しては、それぞれの事業の趣旨を踏まえ、各事業で推進される各研究開発課題との課

題レベルでの関連性及び連動性及び役割分担を明記する等、研究計画作成時に留意してください。以下の関連事業での支援が終了または終了予定の研究開発課題が、本事業の公募へ応募された際には、支援が終了した事業に照会し、当該研究開発課題への評価、意見書等を本事業公募の審査において、参考にする場合があります。

- 「次世代がん医療創生研究事業」（～令和 3 年度）（文部科学省）：基礎研究の有望な成果を厳選し、日本発の革新的な診断・治療薬の開発に資する治験等に利用可能な化合物や免疫療法等の応用研究、及び臨床研究から得た検体試料のゲノム等解析研究を主とした研究事業。
- 「次世代がん医療加速化研究事業」（令和 4 年度～）（文部科学省）：がんの生物学的解明に迫る研究とがんゲノム情報等がん患者のデータに基づいた研究及びこれらの融合研究を推進することにより、実用化に向けた研究を加速することで早期段階に製薬企業等への導出を目指す研究事業。
- 「先進的医療機器・システム等技術開発事業」（経済産業省）：先進的な医療機器・システム等の開発や、協調領域における基盤的な技術の開発を支援する研究事業。
- 「8K 等高精細映像データ利活用研究事業」（総務省）：8K 内視鏡システムを応用し、高精細な 8K 手術映像データをスムーズに送受信可能とする遠隔手術支援システムの開発及びそれらの有用性等について検証等を行う研究事業。
- 「高度遠隔医療ネットワーク研究事業」（総務省）：遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際にロボット手術機器やネットワーク等を用いて遠隔手術の概念実証を行う研究開発を実施し、各学会における遠隔手術ガイドラインの策定に寄与する研究事業。
- 「臨床ゲノム情報統合データベース整備事業」（厚生労働省）：オールジャパンのネットワークを形成・整備し全ゲノム情報等を集積・解析した情報を医療機関に提供することで個別化医療を推進する研究事業。

※ 1 がん対策推進協議会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-gan_128235.html

※ 2 AYA 世代のがんに関する研究も含む

1.1.3 事業の目標と成果

革新的がん医療実用化研究事業では、「がん研究 10 か年戦略」を踏まえて、我が国の死亡原因の第 1 位であるがんについて、患者・社会と協働した研究を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの根治、がんの予防、がんとの共生をより一層実現し、「がん対策推進基本計画」の全体目標である「がんによる死亡者の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を達成することを目指します。

1.2 難治性疾患実用化研究事業の概要

1.2.1 事業の現状

平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）が施行され 110 疾病が指定難病として難病医療費助成制度の対象となり、令和 3 年には 338 疾病まで拡大されるなど、近年新たに難病対策が講じられています。これらの未だ効果的な治療法の確立していない難病の克服のためには、治療法開発のための基盤技術開発研究、研究基盤確立研究等の推進が必要です。

1.2.2 事業の方向性

難病は、その種類が多い一方で症例数が少ないという制約の中で病態解明や治療法の開発を行う特性を踏まえる必要があります。厚生労働科学研究における難病の実態把握、診断基準・診断ガイドライン等の作成等に資する調査及び研究から、AMED における実用化を目指した基礎的な研究、診断法、医薬品等の研究開発まで、切れ目なく実臨床につながる研究開発が行われるよう、厚生労働省と連携し、患者の実態とニーズを十分に把握したうえで、研究開発のマネジメントを行います。なお、研究開発費の効率的活用の観点から、「がん」「生活習慣病」「精神疾患」等、他の事業において組織的な研究の対象となっている疾病等は本事業の対象としません。

1.2.3 事業の目標と成果

本事業は、「希少性」、「原因不明」、「効果的な治療方法未確立」、「生活面への長期にわたる支障」の 4 要件を満たす希少難治性疾患を対象として、病因・病態の解明、画期的な診断・治療・予防法の開発を推進することで、希少難治性疾患の克服を目指すものです。

1.3 事業の構成

1.3.1 事業実施体制

AMED は、国が定める「医療分野研究開発推進計画」※に基づき、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究及びシーズ開発・研究基盤の 6 つの統合プロジェクトを中心とする研究開発を推進しています。また、競争的研究費の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、各統合プロジェクトに、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を、各事業に、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置しています。さらに、各統合プロジェクトを横断する形で行われる「がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等」の疾患領域に関連した各事業については、その疾患領域ごとに、柔軟にそのマネジメントを行うため、疾患領域コーディネーター（以下「DC」という。）を配置しています。

なお、PS、PO 等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS、PO 等に協力する義務を負います。

PS、PO 等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直しや中止（計画達成による早期終了を含む。）等を行うことがあります。

※ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousenryaku/index.html>

また、革新がん事業内には、独自のサポート機関が設置されており、各課題は進捗管理に関するサポート、研究に有用な各種情報や専門知識等の支援を受けながら研究開発を推進していくことが前提となります。具体的な支援内容は、下の表をご参照ください。

サポート機関による支援内容
進捗管理システム（研究進捗のための情報整理）
技術的支援・協力を目的とする共同研究等の橋渡し業務
データマイニングシステム（国際的な研究動向把握のための情報整理）
知的財産コンサルティング
研究倫理コンサルティング
その他

サポート機関では進捗状況を把握するため、進捗管理システムを使用しており、研究開発代表者には進捗管理システムへの研究情報の入力等を行っていただきます。また、必要な情報として、研究開発計画書、全体計画書などをサポート機関と共有し進捗管理に活用させていただきます。

1.3.2 代表機関と分担機関の役割等

本事業において、研究開発課題は代表機関及び必要に応じて分担機関が実施します。

- (A) 「代表機関」とは、研究開発代表者が所属する機関をいいます。原則として研究開発代表者の主たる研究場所^{※1}となるものであり、AMED とは直接、委託研究開発契約^{※2}を締結します。第2章に示す国内の研究機関等であることが必要です。
- (B) 「分担機関」とは、代表機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。原則として研究開発分担者の主たる研究場所^{※1}となるものです。AMED と直接委託研究開発契約を締結しない場合は、代表機関と再委託研究開発契約を締結します。
- (C) 「研究開発代表者」とは、事業の実施期間中、応募に係る「研究開発課題」について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（1名）をいいます。所属先は「代表機関」です。
- (D) 「研究開発分担者」とは、「研究開発代表者」と研究開発項目を分担して研究開発を実施し、当該研究開発項目の実施等の責任を担う研究者をいいます。所属先は「代表機関」又は「分担機関」のいずれかです。
- (E) 「研究開発担当者」とは「研究開発代表者」と、「分担機関」に所属する「研究開発分担者」のうち当該分担機関を代表する研究者（1名）をいいます。（「研究開発代表者」は、「代表機関」を代表する「研究開発担当者」です。）

※1 所属機関と主たる研究場所が異なる場合は、別途御相談ください。

※2 本事業における各機関との委託研究開発契約の詳細については第8章を参照してください。

第 2 章 応募に関する諸条件等

2.1 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所^{※１}とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（研究開発代表者）とします。

なお、特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者も応募できます。ただし、契約締結日までに要件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。

また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

（１）以下の（Ａ）から（Ｈ）までに掲げる研究機関等に所属していること。

（Ａ）国の施設等機関^{※２}（研究開発代表者が教育職、研究職、医療職^{※３}、福祉職^{※３}、指定職^{※３}又は任期付研究員である場合に限る。）

（Ｂ）公設試験研究機関^{※４}

（Ｃ）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）

（Ｄ）民間企業の研究開発部門、研究所等

（Ｅ）研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

（Ｆ）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号、平成 26 年 6 月 13 日一部改正）第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人

（Ｇ）非営利共益法人技術研究組合^{※５}

（Ｈ）その他 AMED 理事長が適当と認めるもの

※ 1 所属する研究機関等と主たる研究場所が異なる場合は、別途御相談ください。

※ 2 内閣府に置かれる試験研究機関や国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※ 3 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

※ 4 地方公共団体の附属試験研究機関等

※ 5 技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に基づく技術研究組合

（２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。

（３）課題が採択された場合に、契約手続等の事務を行うことができること。

（４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対応を行うことができること。

（５）本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができること。

2.2 応募に当たっての留意事項

2.2.1 委託研究開発契約について

採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関とAMED との間で委託研究開発契約を締結することを原則とします。なお、詳細は第8章を参照してください。

2.2.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」※という。）は、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。応募に当たっては、事業や各公募研究開発課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する研究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、第5章を参照してください。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

2.2.3 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国が定める法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）とリスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（特定類型※に該当する居住者を含む。）に提供する場合等や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USBメモリ等の記憶媒体で提供する事は

もちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- ※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易管理センターモデルCP（企業向け）
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

2.2.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳
（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

2.2.5 若手研究者の積極的な参画・活躍について

AMED では、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元することを推進しております。したがって、AMED の各事業においては、積極的に若手研究者を登用することが望まれます。

2.2.6 データシェアリングについて

医療分野において、研究開発成果として生み出されたデータの取扱いについては、同じ問題意識を持つ研究者にとっても有用なものであるため、研究者間のデータシェアリングの重要性が認識されています。これと同時に、公的資金によって実施される研究開発によって生み出されたデータをめぐっては、その公共性・公益性の高さから、リポジトリ登録や適時公開等を行うことで、それらの 2 次的な利活用の可能性の拡大を図ろうとする動きがあります。加えて、研究開発の実用化を目指すため、詳細で正確な臨床情報やゲノム情報等のデータを大学や研究所といった学術研究機関のみならず、産業利用を担う民間企業等の産業界が協働し、新たな診断法や治療法の開発を行うことが求められています。

AMED では、全ての委託研究開発事業の契約締結時において、研究機関等に対しデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）の提出を義務づけるとともに、研究開発データの定義や取扱い等に関するポリシー「AMED における研究開発データの取扱いに関する基本方針」と具体的な運用指針をまとめた「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」※を策定し、AMED ウェブサイトで公開しています。なお、DMP の提出についての詳細は第 7 章を参照してください。

また、AMED との委託研究開発契約においては、研究機関等が AMED からの支援（委託又は補助）を受けて行う研究開発に関連して創出、取得又は収集するあらゆる研究開発データを第三者に開示又は提供することを原則として禁止した上で、AMED の上記ガイドライン上で許容されている場合又はあらかじめ AMED の承諾を得た場合に限り、第三者に開示又は提供することを可能としています。

さらに、研究開発データを非制限公開データ、制限公開データ、制限共有データ、非公開データに分類するとともに、研究開発データのうち、第三者に公開することが適切ではないデータ以外のデータについては、原則として、非制限公開データ又は制限公開データのいずれか指定し、公開することを求めています。そして、非制限公開データ又は制限公開データに該当するデータであっても、公開されるまでの間は制限共有データとして、特定の第三者とのみ共有することも許容しています。詳しくは、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」※を参照してください。

※ <https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html>

AMED では、AMED が支援する研究開発から得られたデータの利活用を推進するために、AMED データ利活用プラットフォーム（以下プラットフォームという。）の整備を進めています。

※ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/data_rikatsuyou/dai2/siryou2.pdf

プラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータについては、既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること、さらにはゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であることを目的として、既にプラットフォームで共有予定となっているデータと同等のゲノム解析プロトコルを用いて生成したシーケンスデータであることを求めます。

そのため、研究開発計画においてヒトの全ゲノムシーケンス解析（注１）を実施するにあたっては、その解析に用いるプロトコル情報の提出を必須とします（注２）。

ヒト全ゲノムシーケンス解析のプロトコルについては、特に下記の項目について明記することが求められます。

- ・ ライブラリー作成（キット名、断片長等）
- ・ シーケンス反応（キット名、リード長等）
- ・ 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
- ・ クオリティーコントロール（QC）の方法
- ・ リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

さらに、AMED 研究開発で行うヒトの全ゲノムシーケンス解析は、外部機関等に解析を業務委託するか否かにかかわらず、当該ゲノムシーケンス解析に用いる検体、当該ゲノムシーケンス解析結果（FASTQ 生配列データ及び VCF データを取得するまでの過程で生成されるデータを含む）のいずれについても、以下の場合を除き、国外に持ち出すことはできません（注２）。

- ・ ヒトの全ゲノムシーケンス解析結果やその考察から得られた知見の学術誌への論文発表、学会発表等
- ・ 国際共同研究や企業の利活用等、正当な理由があるものとして個別に研究者が AMED に協議し、AMED が関係省庁と協議の上で例外として認める場合

なお、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」及び「委託研究契約書」※に基づき、データマネジメントプランを見直し又は改訂する場合には、AMED の承認を受けることが必要です。

※ <https://www.amed.go.jp/content/000079403.pdf>

(注1) 全ゲノムシーケンス解析

- ・ここでは、次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。
- ・生体試料から VCF データを得るまでのプロセスを指します。

(注2)

厚生労働省の新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ (REBIND) におけるヒトの全ゲノムシーケンス解析の取扱いについては、事業方針に従います。

【参考】ゲノム医療実現のための データシェアリングポリシーについて

<https://www.amed.go.jp/koubo/datasharing.html>

【特に留意すべき点】

- AMED は、政府の方針^{※1}に基づき、様々な AMED 研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータをとりまとめた大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMED データ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコルが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMED は、国費を投じて得られたデータを利活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針^{※1}に基づき、以下の2点を求めています。
 - ① **既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること**
 - ② **ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること**

※1 厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000739542.pdf>

内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoku/genome/genome_dai8/siryoku3.pdf

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoku/genome/genome_dai8/sankou3.pdf

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことで。
- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国の UK Biobank および Genomics England や、米国の All Of Us などの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。
- AMED はこの目的を達成するため、全ゲノムシーケンス解析^{※2}のプロトコルについて、以下の5つの要件を満たしているかどうかを、確認しています。
 - ライブラリー作成（キット名、断片長等）
 - シーケンス反応（キット名、リード長等）
 - 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
 - クオリティーコントロール（QC）の方法

➤ リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※2 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式^{※3}を提出することにより、解析プロトコルの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。

※3 ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式（第5章を参照）

2.2.7 治験〔医師主導治験/企業治験〕又は臨床試験の研究開発提案の際の要件について（一部非臨床試験を含む）

AMED では、実用化を目指した研究を推進していくこととしており、そのうち、革新的な医薬品や医療機器等の創出を念頭に置いた、治験〔医師主導治験/企業治験〕（以下「治験」という。）や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験[※]を行う研究については、研究開発提案時、治験又は臨床試験開始時等のそれぞれの開発段階において、適切な資料の用意及び AMED への提出を研究開発代表者に対し求めることとしています。

以下は、そのうち、主に研究開発提案時に提出を求める資料を中心にまとめたものになります。（別表参照）。

ただし、別表にあてはまらない研究については、それぞれの研究内容に応じて、AMED 側で PD、PS、PO と相談し、適時、適切な資料の用意及び提出を求めることとします。

※ 非臨床試験とは、医薬品等候補選定の最終段階以後に実施される薬理学試験、毒性試験、薬物動態試験等を、主に念頭に置いています。

（1）工程表（ロードマップ）

研究開発提案から企業への導出等を通じた新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認又は新効能追加等の出口までの全体のスケジュールがわかる工程表を作成し、提案する研究がその中でどの位置づけになるかを明示してください。

（2）治験又は臨床試験実施計画書

企業への導出等を通じた新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認又は新効能追加等の出口を見据えた開発・実用化研究（一部非臨床試験を含む。）においては、研究開発提案時点において治験又は臨床試験実施計画書が作成されていることが最も望ましく、その計画書において試験全体の工程表及び実現可能なマイルストーンが明記されている必要があります。また、研究開発提案時点で、治験又は臨床試験実施計画書が完成されていない場合においても、プロトコルコンセプト[※]は必須です。

※ 治験又は臨床試験実施のための計画が研究者や研究組織内でのコンセプトの段階においては、完成された治験又は臨床試験実施計画書の提出が難しい場合もあります。その場合には、以下の項目を含むプロトコルコンセプトを提出していただきます。プロトコルコンセプトについては、目的（主要

評価項目を含むこと)、背景及び試験計画の根拠(対象、対象に対する標準治療、治療計画設定の根拠)、患者選択基準、効果判定と判定基準、統計的事項(主たる解析と判断基準、目標症例数の算定/設定根拠、登録期間・追跡期間)、研究実施体制に関する記載をしてください。

(3) レギュラトリーサイエンス戦略相談等

新医薬品創出のための承認申請を目指した臨床試験(治験)は、GCP 省令(「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第28号))に基づき実施する必要があります。実施にあたっては、GCP ガイダンス(令和3年7月30日付け薬生薬審発 0730 第3号)を御参照ください。非臨床試験の段階であっても新医薬品の創出を見据えた安全性試験等においては、GLP に基づき信頼性を担保した上で実施することが必要となります。また、再生医療等製品、医療機器を含めて、承認申請時に必要となる資料について、十分な理解の下で試験を遂行する必要があります。

実用化段階に移行する研究開発課題(レギュラトリーサイエンス戦略相談等の PMDA 相談業務の対象範囲[※]となる研究開発課題)においては、採択条件として、治験を開始するごとに、事前に PMDA のレギュラトリーサイエンス戦略相談等の相談(対面助言)により合意した研究開発計画にて実施していただくことになります。採択前に既にレギュラトリーサイエンス戦略相談等(対面助言)を受けている研究開発課題については、研究開発期間中に必要に応じて再度受けることでも差し支えありません。なお、本公募に対する申請時点までにレギュラトリーサイエンス戦略相談等(対面助言)を受けていることは必須ではありませんがレギュラトリーサイエンス戦略相談等(対面助言)を受け、その相談結果を研究計画に反映させていることが望まれます。

※ レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱(平成23年6月30日制定、令和3年8月1日最終改正)「2. 相談区分とその対象範囲」の項を参照

(4) 生物統計学の専門家/試験統計家/生物統計学者の関与

治験又は臨床試験を行う際、症例数の設定根拠がその試験の成功に極めて重要な役割を示します。試験全体の計画及び解析においては生物統計家(特に臨床試験・治験に参画した実績をもつことが望ましい。)の関与は必須であり、申請時点で明記することが望まれます。研究開発提案がコンセプトの段階である場合においても、生物統計家の関与について記載していただく必要があります。

(5) 知財担当者及び知財・成果導出に向けた戦略

企業への導出等を通じた新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認の為の治験又は臨床試験においては、研究開発提案時点で知財担当者の有無に関する記載及び以下のとおり知財・成果導出に向けた戦略に関する記載を求めます。(企業が知財を有する場合は、可能な範囲で記載してください。)

(A) 自己技術の状況

- ・ 特許出願しているか(している場合には技術内容と特許出願番号の記載、共有特許も含む)
- ・ 特許出願する予定があるか(どの技術・成果をいつ頃出願するか)

(B) 関連する他者技術の状況(研究開発提案時には可能な範囲で)

- ・ 他者特許の調査結果(調査のキーワードと特許データベースも記載)
- ・ 申請シーズとの関連性(自己技術利用の場合の制限等)

(C) 研究成果の企業導出（実用化）に対する方針

- ・既に企業と連携しているかどうか
（連携している場合は連携している知財の内容と今後の知財の活用方針）
- ・企業と連携する予定があるか
（どの技術・成果をいつ頃知財化して、どのように活用する方針か）

(6) 企業との連携状況

企業への導出等を通じた新医薬品・医療機器・再生医療等製品承認においては、企業との連携が重要です。研究開発提案時点において、試験結果の企業への導出や、企業シーズの場合、試験薬剤入手と安全性情報の入手などを含む企業との連携状況についての有無の記載をしていただきます。

(7) 有害事象等の把握・報告について

治験又は臨床試験の実施に当たっては、法令・倫理指針・通知等に従い当該治験又は研究に関連する有害事象等情報の把握に努めるとともに、法令等に基づく有害事象の報告を適切に行ってください。なお、研究継続又は研究計画への影響を与える事項が発生した場合は AMED にも速やかに報告してください。

(8) 臨床研究実施計画番号、保険外併用療養費制度について

臨床研究の実施に当たっては、臨床研究法に基づき、厚生労働大臣に対して実施計画を提出する必要があります。実施計画の提出や公開は、jRCT（Japan Registry of Clinical Trials：臨床研究実施計画・研究概要公開システム）により行うこととなります。そこで、臨床研究を実施する研究開発提案については、jRCT への実施計画情報の登録により付番される「臨床研究実施計画番号」を提案書に明記してください。研究開発提案時点で jRCT への登録が完了していない臨床研究実施計画については、課題採択決定後、当該臨床研究の開始までに「臨床研究実施計画番号」を AMED に報告してください。

また、実施する臨床研究が先進医療に該当する場合は、評価療養として、研究部分以外について保険外併用療養費として医療保険の給付が認められますが、先進医療として行う予定がない場合には、当該期間の医療費全体が保険外となります。この点について、研究開発提案時点における先進医療への申請予定や、その有無に応じた必要費用の検討状況を提案書に明記してください。なお、先進医療の申請予定そのものは評価の対象になりませんが、それぞれに応じて必要な費用を適切に検討しておく必要があります。先進医療、保険外併用療養費制度については、厚生労働省のウェブサイト[※]を参照してください。

※ 先進医療の概要について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/sensiniryo/index.html

※ 保険外併用療養費制度について（厚生労働省ウェブサイト）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000921208.pdf>

その他、臨床研究法施行に係る対応の詳細については、厚生労働省のウェブサイト[※]を参照してください。

※ 臨床研究法について（厚生労働省ウェブサイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

2.2.8 ICRP（International Cancer Research Partnership）への研究成果の登録について

ICRP は、がん研究にファンディングしている機関のグローバルアライアンスであり、現在 12 か国（米国、英国、カナダ、オランダ、フランス、オーストラリア、ベルギー、スイス、イタリア、スペイン、南アフリカ、日本）から 32 の機関が参加し、CSO（Common Scientific Outline）分類によるメンバーオンリーの DB（データベース）を共有しています。

AMED では平成 31 年 1 月 30 日に加盟し、革新がん事業での研究成果を ICRP DB に登録しています。登録されるデータは、研究期間終了後に提出していただく【報告様式 A】事後評価報告書（公開用）の英文記載内容となります。

第 3 章 公募研究開発課題

公募の対象となる研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については第 1 章を、公募・選考の実施方法については第 4 章を、それぞれ参照してください。

3.1 公募研究開発課題の概要について

3.1.1 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム

1. 目的

「全ゲノム解析等実行計画（第一版）」及び「全ゲノム解析等実行計画 2022」（厚生労働省）に基づき、がん領域及び難病領域における全ゲノム解析等を AMED 研究班にて行う（※1）。全ゲノム解析等に係る AMED 研究班は、解析状況等を厚生科学審議会科学技術部会の下に設置された全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会に報告し、AMED による適切な進捗管理のもと、同委員会の方針に従い、研究を行う。

※1 全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（第 12 回）（令和 4 年 11 月 15 日開催）

URL:厚生科学審議会科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会(第 12 回)|厚生労働省 (mhlw.go.jp)

2. 実施事業

以下の 2 事業が事業間連携により新たにプログラム「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム」を新設し、全ゲノム解析等に係る AMED 研究を実施する

- ・がん領域：革新的がん医療実用化研究事業
- ・難病領域：難治性疾患実用化研究事業

3. 実施期間

- ・ R4 年度公募：令和 4 年度から令和 8 年度（※2）
- ・ R5 年度公募：令和 5 年度から令和 8 年度

※2 全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会(第 12 回)資料 1-1, p14 で指定する「全ゲノム解析等実行計画 2022」を推進するための研究開発項目を実施予定の研究課題は、準備が整い次第研究を開始すること。

3.1.2 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）

革新的がん医療実用化研究事業の管理の下、がん領域に関する全ゲノム解析等に係る AMED 研究を実施します。詳しい実施内容は（3.3 ～ 3.7）および、「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム」令和 5 年度公募要領をご確認ください。

3.1.3 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（難病領域）

難治性疾患実用化研究事業の管理の下、難病領域に関する全ゲノム解析等に係る AMED 研究を実施します。詳しい実施内容は（3.8）をご確認ください。

3.2 採択条件

3.2.1 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム公募課題採択条件概要

ここでは、革新的がん医療実用化研究事業、難治性疾患実用化研究事業で公募する課題に関わる採択条件の原則について記載します。

■ 「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）」で公募する課題

革新的がん医療実用化研究事業で指定する採択条件（3.2.2）の他、がん・難病全ゲノム解析等実行プログラムで指定する採択条件（3.3～3.7）をご確認の上、提案書を作成するようにしてください。

■ 「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（難病領域）」で公募する課題

難治性疾患実用化研究事業で指定する採択条件（3.2.3）の他、がん・難病全ゲノム解析等実行プログラムで指定する採択条件（3.8）をご確認の上、提案書を作成するようにしてください。

3.2.2 革新的がん医療実用化研究事業

- （1）目標を明確にするため、研究提案書に、当該研究により期待される科学的成果および当該成果によりもたらされる学術的・社会的メリットを具体的に記載してください。事業趣旨及び公募課題の目的を理解し、研究の目的、目標達成の可能性、期待される成果等を含む研究概要を具体的かつ簡潔に記載してください。また、年度ごとの計画および達成目標を記載するとともに、実際の医療等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを作成し、研究（開発）項目ごとの達成しようとする研究目標の節目となる到達点・達成事項及び研究（開発）項目間の関連性を簡潔に記載してください（5章 5.1.1 参照）。また、特に、介入を行う臨床研究に関しては、臨床試験実施計画書（またはプロトコルコンセプト）を必ず提出してください。研究終了後の将来構想について、想定する波及効果やインパクト等を記載してください。体制図として、研究開発代表者、研究開発分担者、協力企業、主な外部委託先等について、役割と相互連携関係を明示してください。
- （2）臨床試験実施計画書に関しては、科学的妥当性を明確にするとともに臨床研究法、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に規定する倫理審査委員会の承認を得ていること（またはその見込みであること）が必要です。各倫理指針等に基づき、研究の内容、費用および補償の有無、利益相反の有無等について患者または家族に十分に説明し、文書により同意を得てください。
- （3）臨床研究法、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の規定に基づき、あらかじめ、登録された臨床研究計画の内容が公開されているデータベースに当該研究に係る臨床研究計画を登録してください。その他、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守し、適切に研究を実施してください。モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性および倫理的妥当性を確保する体制が整備されていることが必要です。
- （4）本研究分野は文部科学省の「次世代がん医療加速化研究事業（次世代がん医療創生研究事業（令和3年度まで））」、厚生労働省の「革新的がん医療実用化研究事業」および経済産業省の「先進的医療機器・システム等技術開発事業」（その他、がんに関する先進的な医療機器・システムの開発

を目的とした経済産業省の過去の事業も含む。)と一体的に推進することとしていることから、同事業における評価、意見書等を本事業公募の審査において参考にする場合があります。

- (5) 革新的がん医療実用化研究事業において過去に採択された研究開発課題については、事後評価の結果も参考とします。
- (6) 高額な機器の購入を予定されている場合は、提案書類の研究経費の欄に明記してください。ヒアリング時にその詳細や必要性について確認し、採択にあたって考慮します。なお、AMED では、購入した研究機器の有効活用を推進する観点から、次世代シークエンサーを用いたゲノム解析等については、既存の研究基盤の積極的な利活用を推進しています。
- (7) 医師主導治験または先進医療を見据えた臨床試験等においては、臨床研究中核病院等の ARO 機能を有する施設やそれを目指す質の高い臨床研究支援基盤との連携が望まれます。
- (8) 研究班の構成については、PSPO 等の判断において変更を求めることがあります。
- (9) 本事業には独自のサポート機関が設置されており、各課題は進捗管理等のサポート等を受けながら研究開発を推進していくことが前提となります。詳細は 1 章 1.2.1 を参照してください。また、PSPO が選定した下表に示す専門技術について、専門家との共同研究を仲介する支援を受けられる場合があります。専門技術の具体的内容や条件等については、採択後に PO およびサポート機関と相談していただきます。なお、共同研究に係る費用については、採択課題の研究費として計上していただく必要があります。

共同研究を仲介する専門技術項目
・ PDX (Patient-Derived Xenograft) ライブラリーを用いた薬効スクリーニング ・ バイオバンクの活用 ・ バイオインフォマティクス解析支援 ・ 免疫プロファイリング解析 ・ 質量分析による解析支援

【参考】令和 4 年度革新がん事業における技術支援スキーム

<https://portal.jcrp-primo.jp/primoNews/01-20220531-1/>

3.2.3 難治性疾患実用化研究事業

- (1) 目標を明確にするため、研究提案書に、当該研究により期待される科学的成果および当該成果によりもたらされる学術的・社会的メリットを具体的に記載してください。事業趣旨及び公募課題の目的を理解し、研究の目的、目標達成の可能性、期待される成果等を含む研究概要を具体的かつ簡潔に記載してください。また、年度ごとの計画および達成目標を記載するとともに、実際の医療等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを作成し、研究（開発）項目ごとの達成しようとする研究目標の節目となる到達点・達成事項及び研究（開発）項目間の関連性を簡潔に記載してください（5 章 5.1.1 参照）。また、特に、介入を行う臨床研究に関しては、臨床試験実施計画書（またはプロトコルコンセプト）を必ず提出してください。研究終了後の将来構想について、想定する波及効果やインパクト等を記載してください。体制図として、

研究開発代表者、研究開発分担者、協力企業、主な外部委託先等について、役割と相互連携関係を明示してください。

- (2) 臨床試験実施計画書に関しては、科学的妥当性を明確にするとともに臨床研究法、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に規定する倫理審査委員会の承認を得ていること（またはその見込みであること）が必要です。各倫理指針等に基づき、研究の内容、費用および補償の有無、利益相反の有無等について患者または家族に十分に説明し、文書により同意を得てください。臨床研究法、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の規定に基づき、あらかじめ、登録された臨床研究計画の内容が公開されているデータベースに当該研究に係る臨床研究計画を登録してください。その他、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守し、適切に研究を実施してください。モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性および倫理的妥当性を確保する体制が整備されていることが必要です。
- (3) 高額な機器の購入を予定されている場合は、提案書類の研究経費の欄に明記してください。ヒアリング時にその詳細や必要性について確認し、採択にあたって考慮します。なお、AMED では、購入した研究機器の有効活用を推進する観点から、次世代シーケンサーを用いたゲノム解析等については、既存の研究基盤の積極的な利活用を推進しています。
- (4) 医師主導治験または先進医療を見据えた臨床試験等においては、臨床研究中核病院等の ARO 機能を有する施設やそれを目指す質の高い臨床研究支援基盤との連携が望まれます。
- (5) 研究班の構成については、PSPO 等の判断において変更を求めることがあります。
- (6) 研究開発提案書には「全ゲノム解析等実行計画 2022」等で掲げられた目標を網羅的に記載してください。

3.3 革新的がん医療実用化研究事業

3.3.1 「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）」研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について

- ・ A 領域、C 領域は R4 年度公募として実施する。予算規模および用途の詳細は各領域の説明（3.5, 3.6, 3.7）を参照すること。
- ・ B 領域は R5 年度公募として実施する。別途、「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム」令和 5 年度公募要領を参照すること。

1. R4 年度公募（A 領域, C 領域）

領域	サブ領域	分野等、公募研究開発課題	研究開発費の規模（※） （間接経費を含まず）	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
A	A-1	がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究	R4 年度 1 課題当たり 150,000 千円上限 R5 年度以降 1 課題当たり 7,500 千円上限	最長 4 年 1 ヶ月 令和 4 年度～ 令和 8 年度	0～1 課題程度
A	A-2	がん全ゲノム解析等の患者還元の拡大および創薬や治療法等の創出をめざした研究	R4 年度 1 課題当たり 年間 520,000 千円上限 R5 年度以降 1 課題当たり 年間 175,000 千円上限	最長 4 年 1 ヶ月 令和 4 年度～ 令和 8 年度	0～3 課題程度
C		がん全ゲノム解析等におけるゲノム情報および臨床情報等の情報基盤に関する研究	R4 年度 1 課題あたり 年間 1,000,000 千円上限 R5 年度以降 1 課題あたり 年間 100,000 千円上限	最長 4 年 1 ヶ月 令和 4 年度～ 令和 8 年度	0～1 課題程度

※ R4 年度予算は補正予算を充当し、R5 年度以降は当初予算を充当する。

（注 1）研究開発費の規模等は、申請額がそのまま認められることを確約するものではありません。

（注 2）研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。

（注 3）複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、研究費の不合理な重複及び過度の集中（詳細は第 5 章を参照してください。）に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。また、応募中の研究開発課題が採択された場合は、速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。

(注4) 採択課題数は、それぞれの分野における応募の数、また内容に応じて、予定数から増減します。

●留意事項

- 1) 最終目標までのロードマップが明確な研究であることが求められます。
- 2) 目標を明確にするため、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを研究開発提案書へ具体的に記載してください。
- 3) 研究開発提案書の作成にあたり、以下の点も留意してください。
 - ・事業趣旨及び公募課題の目的を理解し、研究の目的、特色・独創性、目標達成の可能性、期待される成果等を含む研究概要を具体的かつ簡潔に記載すること。
 - ・研究開発代表者が提案に至った独自の着想や独創性について、従来の研究動向では解決し得なかった課題点と対比し、記載すること。
 - ・研究全体の目標を達成するためのロードマップを作成し、研究（開発）項目ごとの達成しようとする研究目標の節目となる到達点・達成事項及び研究（開発）項目間の関連性を簡潔に記載すること。
 - ・研究終了後の将来構想について、想定する波及効果やインパクト等を記載すること。
 - ・体制図として、研究開発代表者、研究開発分担者、協力企業、主な外部委託先等について、役割と相互連携関係を明示すること。
- 4) 「研究への患者・市民参画」※（PPI）が適切に組み込まれた研究であること。組み込む必要はないと判断した場合は、その理由が研究開発提案書内で説明されていること。
※ <https://www.amed.go.jp/content/000055212.pdf>
- 5) エビデンス創出のために AI を含む情報通信技術を活用する場合は、研究遂行に必要な最適な専門家と連携すること。
- 6) 研究協力体制に含む生物統計家は、責任試験統計家（日本計量生物学会）等の試験統計家の認定資格を有する又は統計検定（日本統計学会公認）等の資格を有したうえで臨床試験統計家としての実績（例えば 5 試験以上等）があることが望ましい。
- 7) 研究協力体制に含む疫学専門家は、学会の専門家（認定）制度による認定資格を有する専門家であることが望ましい。

3.4 がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム（がん領域）（A, B, C 領域共通）

3.4.1 背景と目的

国家戦略として、一人ひとりにおける治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供するといったがんや難病等の医療の発展や、個別化医療の推進などを目的として、全ゲノム解析等を推進するため、がんや難病領域の「全ゲノム解析等実行計画（第1版）」（以下「実行計画（第1版）」）が2019年12月に策定されました。令和3年度には、厚生労働科学審議会科学技術部会の下に「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」（以下「専門委員会」）が設置されました。この「専門委員会」は、全ゲノム解析等実行計画の着実な推進に向けた協議を行うとともに、本実行計画に基づく取り組みの進捗等について確認し、全ゲノム解析等の推進に関する国の基本方針を決定する意思決定機関の役割を担っています。厚生労働省は、「実行計画（第1版）」に基づきこれまで実施された研究から得られた知見や、専門委員会での議論を踏まえ、令和4年9月に「全ゲノム解析等実行計画2022」（以下「実行計画2022」）を策定しました。「実行計画2022」では、将来的な「がん・難病等の克服」を目指し、全ゲノム解析等の解析結果を、研究・創薬、日常診療導入実現、新たな個別化医療等実現に活用することが求められています。

AMEDは「全ゲノム解析等実行計画2022」を踏まえ、がん（※1）における全ゲノム解析等の患者還元、さらなる拡大や、戦略的なデータの蓄積による、全ゲノム解析等の結果や臨床情報の利活用による研究・創薬を推進することを目的とした研究開発課題を新たに公募します。

※1 全ゲノム解析等実行計画における「がん」とは、難治性がん、希少がん、小児がん、遺伝性のがん等の全ゲノム解析等による一定の効果が見込まれるが民間だけでは研究・創薬等が困難ながん種を想定

3.4.2 採択条件の原則について（がん領域（A, B, C 領域）共通条件）

ここでは、がん領域（A, B, C 領域）全てに共通する採択条件の原則について記載します。各領域の詳細な採択条件（3.5～3.7）も確認の上、提案書を作成するようにしてください。

1. 研究計画内容に関する事項

- ・ 「全ゲノム解析等実行計画2022」および「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」における検討結果を踏まえた研究計画が研究開発提案書に記載されていることが求められます。
- ・ AMED研究（A-1）「がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究」、（A-2）「がん全ゲノム解析等の患者還元の拡大および創薬や治療法の創出をめざした研究」（以下 A 領域）、（B-1～7）「全ゲノム配列データおよび臨床情報等の解析に基づく創薬等のイノベーションの創出をめざした研究」（以下 B 領域）、（C）「がん全ゲノム解析等におけるゲノム情報および臨床情報の情報基盤に関する研究」（以下 C 領域）、および厚生労働科学研究「がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI 等に係る技術評価、体制構築についての研究」（以下厚労科研班）、および「全ゲノム解析等実行計画2022における事業実施準備室および事業実施組織（それぞれ令和4年度、令和7年度中に発足予定）」（以下準備室および実施組織）と連携することが必須となります。

- ・ 厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会のもとに設置された「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」（以下「専門委員会」）の決定方針に則り、対象疾患、対象症例数、共同研究者（関連する領域の新規研究者）の拡充を念頭に置いた研究計画を当初より検討する事が求められます。
- ・ 新しい診断技術や治療法の実用化を加速するため、診断薬や医薬品・医療機器等の開発に向けた企業との協力（共同研究契約など）がすでになされているなど、医療実装に向けた見通しがより具体的に示されている研究計画を優先して採択します。

2. 管理方法に係る事項

本研究では、実行計画の一環として行われる全ての研究との連携が必須であり、以下の管理を徹底すること。

- ・ 研究代表者以外に、プロジェクトマネジメント責任者を配置すること。（エフォート率 20%以上の研究者を充てること）
- ・ プロジェクトマネジメント責任者は、進捗管理を行うとともに、AMED の進捗管理のもと他研究班との連携を調整しつつ、研究成果達成の障害及びリスクの把握に努め、期間内に目標を達成するよう研究全体をリードすること。
- ・ 契約締結後 1 カ月以内に、AMED および関係省庁を含めたキックオフミーティングを開催すること。
- ・ 進捗会議を少なくとも 1 カ月に 1 回は開催することとし、AMED および関係省庁の参加を受け入れること。
- ・ 進捗会議の開催については、年間の会議開催計画を提出すること。
- ・ 進捗会議は、達成した成果報告以外に、個別の研究テーマにおいて発生している課題・問題の共有及び解決の方針決定等を行う場とすること。
- ・ 進捗会議開催後は議事録を作成し、AMED および関係省庁を含む参加者に共有すること。
- ・ 進捗会議等フォーマルな会議以外にも、円滑な研究の推進及び研究者間の闊達なコミュニケーションを図ることに留意し、適宜 Web 会議や情報共有に有用なツール等の活用を計画すること。
- ・ 定量的に測定可能な進捗管理を行うことが望ましい。また、当初計画からの大幅な乖離を招くおそれのある事象が生じた場合は、速やかに AMED および厚生労働省に連絡すること。
- ・ 研究開発計画書について、全体計画及び年次計画を策定する。全体研究開発計画書には、四半期単位でのスケジュールと各タスクで達成する成果を明示すること。年次の計画書には四半期単位ではなく、最低でも月単位～2 週単位の詳細化されたスケジュールを記載すること。また、全体及び年次双方の計画書にマイルストーンを明記すること。
- ・ 研究に必要な情報システム（機器、サービス、アプリケーション開発等）の調達においては、公平性透明性を確保した調達を行うこととし、WTO 調達ルールに従うこと。金額規模によって必要な手続き及びそれに要する期間が異なる点に留意し、計画を立てること。
- ・ 研究における以下の情報セキュリティ対策を規定すること。
 - ・ 情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い適切な管理体制を構築すること。

- ・ 情報システムを調達する場合、また研究費において委託/請負契約を締結する場合、当該者の資本関係、役員等の情報、本件事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性・実績及び国籍に係る情報の提供を受けること。
- ・ 本件実施の過程で得た情報は、他に漏えいしないこと、また、目的の範囲を越えて利用しないこと。
- ・ 研究者は個人情報の取扱いに留意し、個人情報の漏えい防止対策や個人情報の暗号化等の情報セキュリティ対策を適切に実施すること。
- ・ 本研究実施の過程で情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかに AMED および関係省庁に報告するとともに、指示に基づいた適切な対応を行うこと。
- ・ 保護すべき情報は、パスワード設定等の安全な方法で受け渡しを行うこと。
- ・ AMED および関係省庁が研究者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要があるが生じた場合、適切に対処すること。
- ・ 研究者の情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、AMED および関係省庁と調整の上で、適切に対処すること。

3. その他の事項

- ・ ヒト全ゲノムシーケンス解析、得られたゲノム情報等について、第 2 章 2.6 に AMED が定める「データシェアリングについて」の規定に則ると共に、厚生労働科学研究から示されている技術的要件、クオリティーコントロール（QC）、データ共有ルール（※2）に従いヒト全ゲノムシーケンス解析を実施し、ゲノム情報等を取り扱うことが求められます。

※2 全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（第 12 回）（令和 4 年 11 月 15 日開催）資料 3 等を参照すること。

URL:厚生科学審議会科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（第 12 回）|厚生労働省 (mhlw.go.jp)

3.5 (A-1) がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究

3.5.1 公募内容

本公募は、(3.4.1)背景と目的の内容を踏まえて、「実行計画 2022」の一環として行います。全ゲノム解析等の結果に基づく患者還元を行うすべての医療機関で実施された全ゲノム解析等の結果収集されるゲノムデータおよび臨床情報等の分析を行い、がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究を募集します。

3.5.2 特記事項（優先される事柄等）

1. 本研究の研究体制

- ・ 本研究はがん領域における全ゲノム解析結果等の臨床的有用性の検証および患者還元における課題の抽出や対応策の検討を目的とするため、医療機関および、患者団体等が主体的に参画する体制である事が求められます。

2. 対象とする疾患について

- ・ 「全ゲノム解析等実行計画」に基づく研究において対象となる全症例。

3.5.3 採択条件について

3.4.2 に示した採択条件の原則に加えて、以下の内容を満たしていること。

1. 研究計画内容に関する事項

- ・ 全ゲノム解析等の解析結果に基づく患者還元の実績を有する医療機関を含む研究実施体制となっていること。
- ・ 複数の臨床腫瘍内科医（がん薬物療法専門医）が研究計画に含まれ、臨床医が研究の主体となる計画となっていること。
- ・ データサイエンティストや統計の専門家が参画し、全ゲノム解析等の患者還元における臨床的有用性を検証できる研究体制となっていること。
- ・ A-1 は、A-2 の医療機関において自らあるいは委託により作成されたレポートを収集し、A-2 と連携し、比較・分析した結果にもとづき、令和 4 年度に作成した標準レポートフォーマットを改良する計画となっていること。
- ・ 医療情報の安全管理責任者が共同研究者もしくは研究協力者となり、適切な医療情報システムの安全管理の方法が研究計画に示されていること。
- ・ 患者団体等が共同研究者もしくは研究協力者となり、患者団体等の意見が確実に反映される研究計画となっていること。
- ・ 倫理の専門家が研究体制に含まれていること。
- ・ A-2 の医療機関からの求めに応じて、全ゲノム解析等の結果を患者の治療につなげるための確認検査（遺伝子パネル検査等の保険診療下で実施可能な検査を除く）を提供する体制となっていること。

- ・ 患者同意の取得にあたっては、「全ゲノム解析等実行計画 2022」に示されたモデル文書にもとづく統一の同意説明文書を用いること。
- ・ 研究代表者は、多機関共同研究に係る研究計画書について、必要に応じて一つの倫理審査委員会による一括した審査を求めること。

2. AMED 研究（A-2）「がん全ゲノム解析等の患者還元の拡大および創薬や治療法等の創出をめざした研究」と連携すべき事項

- ・ A-1 は、A-2 と連携し、A-2 において全ゲノム解析等を実施する全症例（臨床研究登録症例を含む）について基本コホートへ登録し、臨床情報等のデータを A-2 および C と共有する計画となっていること。
- ・ A-1 は、A-2 と連携し、A-2 において臨床研究のみで収集する臨床情報等を、一定期間（※ 1）をおいたのちに収集し、C と共有する計画となっていること。
- ・ A-1 は、A-2 の医療機関において自らあるいは委託により作成されたレポートを収集し、A-2 と連携し、比較・分析した結果にもとづき、令和 4 年度に作成した標準レポートフォーマットを改良する計画となっていること。
- ・ A-1 は、A-2 の求めに応じて、A-2 に患者還元における確認検査（遺伝子パネル検査等の保険診療下で実施可能な検査を除く）を提供する計画となっていること。
- ・ A-1 は、A-2 と連携し全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策について検討する計画となっていること。

※ 1 厚生労働科学研究における「がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI に係る技術評価、体制構築についての研究」（および「全ゲノム解析等実行計画 2022 における事業実施準備室および事業実施組織（それぞれ令和 4 年度、令和 7 年度中に発足予定）」において検討し、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」で了承された要件。

3. AMED 研究（B-1～7）「全ゲノム配列データおよび臨床情報等の解析に基づく創薬等のイノベーションの創出をめざした研究」と連携すべき事項

- ・ A-1 は、B-1～7、C と連携し、全ゲノム解析を含む多様なデータについて段階的（※ 2）な解析結果を迅速に患者還元へ反映する仕組みを構築する計画となっていること。
- ・ A-1 は、全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策について B-1～7 と共有する計画となっていること。

※ 2 既存のがん遺伝子パネル検査等レベル、全エクソン解析等レベル、構造異常や既知の範囲を超えた研究的解析レベル等にレベル分けを行って段階的に患者還元を行う事を想定。本研究では少なくとも全エクソン解析等レベルまでの解析結果を迅速に還元する仕組みの構築が求められる。

4. AMED 研究（C）「がん全ゲノム解析等におけるゲノム情報および臨床情報の情報基盤に関する研究」と連携すべき事項

- ・ A-1 は、A-2 の医療機関において自らあるいは委託により作成されたレポートを収集し、A-2、C と連携し、比較・分析した結果にもとづき、令和 4 年度に作成された標準レポートフォーマットを改良する計画となっていること。
- ・ A-1 は、C と連携し、電子カルテと API 連携による自動的な臨床情報の登録を行う計画となっていること。
- ・ A-1 は、C と連携し、集中管理システムに検体・ゲノム・臨床情報や確認検査の結果等の登録を行い共有する計画となっていること。
- ・ A-1 は、C と連携し臨床情報や全ゲノム解析結果等の情報セキュリティ対策を実施する計画となっていること。
- ・ A-1 は、全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策について C と共有する計画となっていること。

5. 厚生労働科学研究における「がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI 等に係る技術評価、体制構築についての研究」（以下厚労科研班）および「全ゲノム解析等実行計画 2022 における事業実施準備室および事業実施組織（それぞれ令和 4 年度、令和 7 年度中に発足予定）」（以下準備室および実施組織）と連携すべき事項

- ・ A-1 は、ゲノムデータ、臨床情報、検体の二次利活用（※ 3）に、倫理的・法的・社会的課題等について、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」等で国が定める方針に従い研究を実施する計画となっていること。
- ・ A-1 は、「専門委員会」における方針の決定に資する要件の検討に必要なデータを厚労科研班、準備室および実施組織に提供する計画となっていること。
- ・ A-1 は、厚労科研班および準備室・実施組織と連携し、全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策についての検討に協力する計画となっていること。

※ 3 共同研究を含む。

3.5.4 求められる成果

患者還元を実施するすべての医療機関で行われた全ゲノム解析等の結果収集されるゲノムデータおよび臨床情報等の分析を行い全ゲノム解析等の臨床的有用性の検証結果を示すこと、令和 4 年度に作成した標準レポートフォーマットの改良、患者還元における課題の抽出と対応方法のとりまとめ、および全ゲノム解析等の結果に基づく、医療実装に向けた具体的な成果が求められます。

3.5.5 予算規模

- ・ 研究費の規模（※ 4, 5, 6）：
 - （ア）R4 年度、1 課題当たり年間、上限 150,000 千円（間接経費を含まず）
 - （イ）R5 年度以降、1 課題当たり年間、上限 7,500 千円（間接経費を含まず）
- ・ 研究実施予定期間（※ 7）： 最長 4 年 1 ヶ月 令和 4 年度 ～ 令和 8 年度

- ・ 新規採択課題予定数： 0～1 課題程

- ※ 4 研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。なお、複数の研究開発課題への応募は認められておりますが、同一の研究内容について重複して公的研究費の支給を受けることはできませんので、同時に応募した研究費につきましては必ず研究開発提案書の「4. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」に記載してください。
- ※ 5 各年度の研究費については、研究計画を踏まえて必要な経費を適切に積算して応募してください。研究計画は、各年度ごとに作成していただきますが、各計画はいずれも「全ゲノム解析等実行計画 2022」を推進し、かつ、加速する内容であることが求められています。このため、各計画は連携した内容としつつ、各年度に予定されている研究費の規模等も踏まえ、作成するようにしてください。なお、研究計画内容、研究期間、研究費の内訳、付随研究実施の妥当性等に関する評価を踏まえた上で、研究内容、研究期間や研究費の規模について、研究開発提案書に記載の内容から増減させていただく場合があることに留意してください。
- ※ 6 当該研究課題における研究費は令和 5 年度における金額を示しており、令和 6 年度以降については実績に応じて研究費を配分する。
- ※ 7 採択後の研究期間中に進捗が著しく遅延する場合、研究支援が途中で中止になる場合があります。

3.6 (A-2) がん全ゲノム解析等の患者還元の拡大および創薬や治療法等の創出をめざした研究

3.6.1 公募内容

本公募は、(3.4.1)背景の内容を踏まえて、「実行計画 2022」の一環として行います。実行計画の一環として行われるがん種を対象として、主に前向きに新規検体を採取し、シーケンスを行い、シーケンス結果を速やかに解析し、レポート作成を行い、全ゲノム解析等への対応能力を有するエキスパートパネルで診断、治療方針等について協議を行いその結果等を患者に還元すること、さらに個別化医療や新規の診断技術や治療法の創出を目的とした臨床研究を 1~2 程度実施する研究を募集します。

3.6.2 特記事項（優先される事柄等）

1. 本研究の研究体制

- ・ 本研究は全ゲノム解析結果等の患者還元の拡大および新規の診断技術や治療法の創出を目的とした臨床研究を実施するため、医療機関および、患者団体等が主体的に参画する体制である事が求められます。

2. 対象とする疾患について

- ・ 患者還元の有用性がより高いことが見込まれるがん種や、出口戦略に基づく臨床研究で目的とするがん種を対象とします。

3.6.3 採択条件について

(3.4.2)に示した採択条件の原則に加えて、以下の内容を満たしていること。

1. 研究計画内容に関する事項

- ・ 「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」における検討結果を踏まえた難治性がん、希少がん、小児がん、遺伝性のがんや AYA 世代のがん等を包括的に研究でき、かつ全ゲノム解析能力（※ 1）を有するがんゲノム医療中核拠点病院等が主体となる計画になっていること。
- ・ 全ゲノム解析等の解析結果に基づいた患者還元の実績を有する医療機関を含む研究実施体制となっていること。
- ・ 日本を代表する臨床研究グループと連携した臨床研究を実施できる研究実施体制が構築されることが望ましい。
- ・ 複数の臨床腫瘍内科医（がん薬物療法専門医）が研究計画に含まれ、臨床医が研究の主体となる計画となっていること。
- ・ 治験責任医師として治験に携わったことのある研究者が研究代表機関もしくは研究分担機関の一員として参画していること。
- ・ A-2 の医療機関は、A-1 により適宜改良される標準レポートフォーマットの内容を踏まえ、自らあるいは委託によりレポート作成できる研究計画となっていること。
- ・ 医療情報の安全管理責任者が共同研究者もしくは研究協力者となり、適切な医療情報システムの安全管理の方法が研究計画に示されていること。

- ・ 患者団体等が共同研究者もしくは研究協力者となり、患者団体等の意見が確実に反映される研究計画となっていること。
- ・ 倫理の専門家が研究体制に含まれていること
- ・ 令和5年度は、一課題あたり少なくとも新規検体 600 症例の全ゲノム解析およびトランスクリプトーム解析を実施できる体制となっていること。
- ・ 令和5年度は、一課題あたり少なくとも新規検体 600 症例の患者還元ができる体制となっていること。
- ・ 令和5年度は、全症例をAMED研究における(A-1)「がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究」の基本コホートに登録するとともに、全体の50%以上の症例を目標に、出口戦略に基づいた臨床研究等に登録する研究計画となっていること。
- ・ 患者同意の取得にあたっては、「全ゲノム解析等実行計画 2022」に示されたモデル文書にもとづく統一の同意説明文書を用いること。
- ・ 研究代表者は、多機関共同研究に係る研究計画書について、必要に応じて一つの倫理審査委員会による一括した審査を求めること。
- ・ ICT/AI 技術を用いて患者および医療従事者の負担を軽減するための IC 取得に係る仕組み導入（電子的説明と同意取得および同意の種別の中央一括管理等について）の検討を行う計画となっていること。
- ・ ICT/AI 技術を用いて患者からの連絡および、患者への連絡に係るシステムの構築について（AI による個別問い合わせ応答など）検討する計画となっていること。

※1 全ゲノム解析能力とは、以下のこと。①自施設もしくは関連施設で FASTQ データから、遺伝子変異の同定までを行える計算機器を有すること。②自施設もしくは関連施設内で、当該遺伝子変異に臨床的意味づけを行い、治験情報等を含めたレポート作成を行えること。③自施設内でレポート結果に基づいて全ゲノム対応可能なバイオインフォマティションを含むエキスパートパネルを開催し、診断/治療方針等を協議し、患者へ還元できる体制が整っていること。④解析結果に疑義が生じた場合、FASTQ データまで戻って再検証が可能であること。

2. AMED 研究 (A-1)「がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究」と連携すべき事項

- ・ A-2 は、全ゲノム解析等を行う全症例（臨床研究登録症例を含む）を基本コホートへ登録し、臨床情報等のデータを A-1 や C と共有する計画となっていること。
- ・ A-2 は、臨床研究（戦略コホート）においてのみ収集される臨床情報等（基本コホートに登録するデータを除く）のデータを、一定期間（※2）をおいたのち、A-1 および C と共有する計画となっていること。
- ・ A-2 の医療機関は、自らあるいは委託により作成したレポートを A-1 に共有し、A-1 と連携し、レポートの比較・分析を行い、その結果にもとづく標準レポートフォーマットの改良に協力する計画となっていること。
- ・ A-2 は、A-1 と連携して患者還元における確認検査（遺伝子パネル検査等の保険診療下で実施可能な検査を除く）を実施する計画となっていること。

- ・ A-2 は、A-1 と連携し全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策について検討する計画となっていること。

※2 厚生労働科学研究における「がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI 等に係る技術評価、体制構築についての研究」および「全ゲノム解析等実行計画 2022 における事業実施準備室および事業実施組織（それぞれ令和 4 年度、令和 7 年度中に発足予定）」において検討し、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」で了承された要件。

3. AMED 研究（B-1～7）「全ゲノム配列データおよび臨床情報等の解析に基づく創薬等のイノベーションの創出をめざした研究」と連携すべき事項

- ・ A-2 は、A-1, B-1～7, C と連携し、全ゲノム解析を含む多様なデータについて段階的（※3）な解析結果を迅速に患者還元へ反映する仕組みの構築に協力する計画となっていること。
- ・ A-2 は、全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策について B-1～7 と共有する計画となっていること。

※3 既存のがん遺伝子パネル検査等レベル、全エクソン解析等レベル、構造異常や既知の範囲を超えた研究的解析レベル等にレベル分けを行って段階的に患者還元を行う事を想定。本研究では少なくとも全エクソン解析等レベルまでの解析結果を迅速に還元する仕組みの構築が求められる。

4. C) AMED 研究における「がん全ゲノム解析等におけるゲノム情報および臨床情報の情報基盤に関する研究」と連携すべき事項

- ・ A-2 は、令和 4 年度に作成された標準レポートフォーマットの改良について、A-1、C と連携して取り組む計画となっていること。
- ・ A-2 は、C と連携し、電子カルテとの API 連携による自動的な臨床情報の登録を行う計画となっていること。
- ・ A-2 は、臨床情報収集システムの医療機関への導入に協力し、導入医療機関の拡充における課題と対応策の検討を行う計画となっていること。
- ・ A-2 は C と連携し、得られた全ゲノムデータの解析を、共通パイプラインで行う計画となっていること。
- ・ A-2 は C と連携し、集中管理システムに、検体・ゲノム・臨床情報等のデータ登録を行う計画となっていること。
- ・ A-2 は、C と連携して臨床情報や全ゲノム解析結果等の情報セキュリティ対策を実施する計画となっていること。
- ・ A-2 は、全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策について C と共有する計画となっていること。

5. 厚生労働科学研究における「がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI 等に係る技術評価、体制構築についての研究」（以下厚労科研班）および「全ゲノム解

析等実行計画 2022 における事業実施準備室および事業実施組織（それぞれ令和 4 年度、令和 7 年度中に発足予定）」（以下準備室および実施組織）と連携すべき事項

- ・ ゲノムデータ、臨床情報、検体の二次利活用（※ 4）に、倫理的・法的・社会的課題等について、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」等で国が定める方針に従い研究を実施する計画となっていること。
- ・ A-2 は、「専門委員会」における方針の決定に資する要件の検討に必要なデータを厚労科研班、準備室および実施組織に提供する計画となっていること。
- ・ A-2 は、厚労科研班および準備室・実施組織と連携し、全ゲノム解析等の結果得られた二次的所見の取り扱い等の患者還元における課題および対応策についての検討に協力する計画となっていること。

※ 4 共同研究を含む。

3.6.4 求められる成果

実行計画の一環として行われるがん種について、全ゲノム解析等の結果等を患者に適切かつ迅速に還元できる体制の構築および提供する医療機関の拡充と臨床研究による個別化医療や新規の診断技術や治療法の創出と実用化に関する研究成果が求められます。

3.6.5 予算規模

- ・ 研究費の規模（※ 5, 6, 7）：
 - （ア）R4 年度、1 課題当たり、上限 520,000 千円（間接経費を含まず）
 - （イ）R5 年度以降、1 課題当たり年間、上限 175,000 千円（間接経費を含まず）
- ・ 研究実施予定期間（※ 8）： 最長 4 年 1 ヶ月 令和 4 年度 ～ 令和 8 年度
- ・ 新規採択課題予定数： 0 ～ 1 課題程

※ 5 研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。なお、複数の研究開発課題への応募は認められておりますが、同一の研究内容について重複して公的研究費の支給を受けることはできませんので、同時に応募した研究費につきましても必ず研究開発提案書の「4. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」に記載してください。

※ 6 各年度の研究費については、研究計画を踏まえて必要な経費を適切に積算して応募してください。研究計画は、各年度ごとに作成していただきますが、各計画はいずれも「全ゲノム解析等実行計画 2022」を推進し、かつ、加速する内容であることが求められています。このため、各計画は連携した内容としつつ、各年度に予定されている研究費の規模等も踏まえ、作成するようにしてください。なお、研究計画内容、研究期間、研究費の内訳、付随研究実施の妥当性等に関する評価を踏まえた上で、研究内容、研究期間や研究費の規模について、研究開発提案書に記載の内容から増減させていただく場合があることに留意してください。

※ 7 当該研究課題における研究費は令和 5 年度における金額を示しており、令和 6 年度以降については実績に応じて研究費を配分する。

※ 8 採択後の研究期間中に進捗が著しく遅延する場合、研究支援が途中で中止になる場合があります。

3.7 (C) がんの全ゲノム解析等におけるゲノム情報および臨床情報の情報基盤に関する研究

3.7.1 公募内容

本公募は、(3.4.1)背景の内容を踏まえて、「実行計画 2022」の一環として行います。本研究は解析・データセンターの情報システム基盤の構築および充実化を図り、ゲノム解析と患者還元に係る体制を一体的に構築するための研究を募集します。ゲノム解析としては、実行計画の一環として行われる全ての研究班において行われたシーケンス結果（FASTQデータ）を収集し、統一パイプラインで解析（変異コールまで）し、解析結果等の集積と共有を行います。さらに、医療現場の負担の軽減が実現する自動的なデータ収集システムを開発し、集積した臨床情報とゲノムデータ等の共有を行います。臨床現場でのデータ収集負担を軽減するとともに、臨床やデータ提供医療機関のシステムへの影響を最小限にし、データの共有をすることに留意する必要があります。また、データ収集システムには、汎用的かつ相互運用性が高い技術や規格、クラウド基盤を活用し、一体的な情報システム開発基盤およびデータ利活用の体制整備に係る研究開発が可能な研究を募集します。

3.7.2 特記事項（優先される事柄等）

1. 本研究の研究体制

- ・ 本研究は戦略的なデータ蓄積によるがん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤の構築と利活用環境の整備を目的とするため、がんの全ゲノム解析結果等や臨床情報の収集および利活用環境の整備について高い実績を有する様々なエキスパートが参画する研究体制であることが求められます。

2. 対象とする疾患について

- ・ 本研究は実行計画で解析を実施するすべての疾患を対象とします。

3.7.3 採択条件について

3.4.2 に示した採択条件の原則に加えて、以下の内容を満たしていること。

1. 研究計画内容に関する事項

- ・ 「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」における検討結果を踏まえた難治性がん、希少がん、小児がん、遺伝性がん、AYA 世代のがん等多様ながん種を包括的に研究できるがんゲノム医療中核拠点病院等と連携し、オールジャパンの多機関共同研究を実施する計画になっていること。
- ・ 複数のデータサイエンティストが研究計画に参画し、データサイエンティストが研究の主体となる計画となっていること。
- ・ 参加医療機関の医療情報の安全管理責任者が共同研究者もしくは研究協力者となり、医療情報システムの導入と、適切な医療情報の安全管理の方法が研究計画に示されていること。
- ・ 全ゲノム解析等におけるデータサイエンティストの人材育成の実績があり、持続的な人材育成が可能である計画となっていること。

- ・ 実行計画において実施する症例数を踏まえて、全ゲノム解析等のシーケンス結果（FASTQ データ）の収集、保存および、年間 10,000 例程度の解析が実施可能な（変異コールまで）統一パイプラインシステムを有する研究体制となっていること。
- ・ 全ゲノム解析等の結果および臨床情報の利活用環境を整備できる研究体制となっていること。
- ・ 電子カルテ上のテンプレート情報の標準化および臨床情報を自動収集するシステムの医療機関への実装に関する実績を有する研究者が含まれる実施体制となっていること。
- ・ バイオバンクの運用実績のある研究者が含まれる実施体制となっていること。
- ・ 難病領域との全ゲノム解析等との連携を図れる研究体制となっていること。

2. 情報システム基盤整備の研究に係る事項

- ・ クラウド基盤に係る要件は以下の通りとすること。（なお、本研究におけるクラウドとは従量課金でサービスを提供しており、オンデマンドでシステムリソースを必要な際に必要な分だけネットワーク経由で利用できるものを前提としており、セキュリティ要件に合わせて、限定されたデータセンターにサーバーを配置されるもの（ベアメタルクラウド）も含んでいる。年や月単位でデータセンターにサーバーを配置させる契約のものではない。）
 - （ア）ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の取得が進められているクラウドサービスであること。
 - （イ）特定のクラウドサービスに依存しないように、可能な限りマルチクラウドであり、かつ、特定のクラウドサービスに依存した技術は採用しないこと。
 - （ウ）本研究において可用性の維持が必要な機能や情報管理は、クラウドサービスとオンプレミスのサイトを連携したハイブリッド構成でデータや処理を行えるようにすること。
 - （エ）クラウド上の構成やパラメーターの適切性を確保するために、手動での構成管理ではなく、不適切な構成やパラメーターを随時把握できるように CWPP（Cloud Workload Protection Platforms）や CSPM（Cloud Security Posture Management）を活用すること。なお、その際に、本研究はマルチクラウドであることについて十分留意すること。
 - （オ）詳細な情報システム要件は、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」にて示される方針に対応すること。
- ・ ゲノム解析基盤の開発研究に係る要件は以下の通りとすること。
 - （ア）患者還元のために全ゲノム解析を行うためには、解析処理を高速に行う必要がある。そのため、情報システムの処理方式において、最適な方式を選択することが肝要である。そこで、以下の情報システムの処理方式を比較、組み合わせについて最適なものを研究すること。
 - ・ クラウドを活用したコンテナ、オーケストレーション
 - ・ 分散処理
 - ・ 並列処理
 - ・ クラウドによる仮想化とスーパーコンピュータの連携
 - ・ クラウドマネージドサービス

- (イ) 既存の全ゲノム解析が行えるクラウドベースの解析環境の構成を確認し、より最適化できる方法を研究すること。その際に、以下の部分を考慮すること。
- NextFlow によるワークフローを分散処理技術により、合理化かつ最適化する処理の方式。
 - 上記、ア) 項の方式を用いた変異解析や構造解析の処理における性能比較や費用の最適化方法。
- 臨床情報等収集のための API 開発等に係る要件は以下の通りとすること。
- (ア) 患者還元のための全ゲノム解析事業においては、治療を行う医療機関から対象患者の臨床情報を得て、エキスパートパネルと共有して個別化治療を行う。そのため、対象患者の臨床情報を、治療を行っている医療機関の電子カルテから情報を取得する必要がある、そのための API やデータの正規化処理が必要になる。本研究で、開発研究を行う臨床情報取得 API や正規化処理は、以下の要件が必要である。
- 医療機関では、複数の電子カルテシステムを利用しているため、それらの電子カルテシステム全てと互換性があるように情報を取得する必要がある。
 - API は、特定企業の技術ではなく、オープンな技術で開発する必要がある。
 - API の開発は常に更改が必要であり、この点を考慮して API の随時更改のための開発環境を整備すること。
 - 参加医療機関の診療現場でのテンプレート適応上の課題を整理するとともに、医療機関ですでに保有している電子カルテ、診療科システムなどから、自動的に収集する際の、最適なデータ取得フローを把握し、システムの連携方法を確認すること。
 - データ収集の際に、がん種や治療ラインなど、テンプレート利用の多数化を避け、最適化する方法を研究すること。
 - 臨床現場での二重入力や入力負担を軽減するために、入力タイミングや、入力方法を、診療現場の状況を把握して分析するとともに、既存の診療フローや作業への影響を配慮した、データクレンジングや変換によるデータを取得する方法。
 - API の開発は常に更改が必要であり、この点を考慮して API の随時更改のための開発環境を整備すること。
 - データ収集の検証を行う際に、実事業での運用を想定したネットワークやクラウド、インフラストラクチャーを前提として行うこと。
 - 参加医療機関の電子カルテやデータウェアハウスからデータを変換して、本事業に必要な臨床情報のみを、API より収集する仕組み。その際に、非構造化データを、構造化する方法も併せて研究すること。
- 臨床情報や全ゲノム情報管理ストレージの構築に係る要件は以下の通りとすること。
- (ア) エキスパートパネルにおいて、必要な臨床情報やゲノム解析データを取り扱うにあたって、これらの情報を共有するための最適な情報システムの構成について、以下の点について研究すること。

- ・ 大規模データの保有において、十分な可用性維持、高速な検索や情報閲覧の実現方式について、最適なデータベース方式やデータストレージのあり方を複数の方法から比較検証すること。以下、主なデータベース方式の例を示す。
 - 構造化データベース
 - 非構造化データベース
 - クラウドマネージドサービスのデータベースサービス
 - データレイク
 - 以上のようなデータベース方式から、複数の方式の組み合わせ
 - ・ 臨床情報の管理を行うデータベースへの臨床情報収集に際しては、HL7-FHIR や関連する厚生労働省標準のデータ交換の規約・規格を活用すること。
 - ・ データ収集や保管をするデータベースは、ISMAP を取得したクラウドによりマネージドされたデータベースサービスを活用すること。
 - ・ 技術構成や方式は、複数の実現性がある技術を選定し、費用面、性能面、事業化における持続性、技術依存性などを多角的に評価し、決定すること。
 - ・ ゲノムデータ、検体情報管理において、情報管理付番を行う際に、付番管理を自動化するなど、情報保護上の齟齬が発生しない仕組み。
- ・ セキュリティや監視機能の整備に係る要件は以下の通りとすること。
- (ア) 患者還元のための全ゲノム解析では、臨床情報やゲノムデータなど、高い機密レベルが求められる情報を取り扱うことになる。一方、情報セキュリティに関する攻撃は、より複雑かつ高度化している。情報セキュリティを確実なものにするために、以下の研究を行うこと。
- ・ マルチクラウドやハイブリッドクラウド環境に対応した、統一的なセキュリティ検知、検知後、即時遮断等の制御の最適な実装方法。
 - ・ 高度の標的型攻撃について誤検知等の検知精度確保の方法について、方式や技術選択の比較検証。
 - ・ 既存の全ゲノム解析が行えるクラウドベースの解析環境へ適用検証した安全対策を確認し、さらに高度化、最適化できる検証方法を検証すること。
 - ・ 分散秘密処理によるデータ管理について、最適な実装方法。
 - ・ 文書データを扱う際に、データの無害化を行う方法の検証。
 - ・ 取り扱うデータに関してセキュリティレベルを設定し、セキュリティレベルのネットワーク領域毎に、業務への影響を最小限にすべく、攻撃による影響を局所化できるように、ネットワーク等を切断等の制御を行う方法。
 - ・ SIEM（Security Information and Event Management）を活用して、本事業全体のシステムにおけるセキュリティインシデントの発生状況や制御の判断が行えるように、監視環境を整備する方法。
 - ・ ゲノムデータ、検体情報や臨床情報の利用においてデータアクセス者の特定、適切なデータアクセス状況の把握、データアクセスの権限管理、改ざん防止、申出

によるデータ削除などの管理など、データトレーザビリティ・保護、管理の仕組み。

- ・ ネットワーク整備に係る要件は以下の通りとすること。
 - (ア) ネットワーク接続は、安定性や容易なネットワーク接続が可能でありながら、費用の低減を実現したい。また、さまざまな医療機関が接続するため、特定のサービスや技術に依存することなく、オープンなネットワークアクセスを可能にするための、技術選択の方式に関する研究を行うこと。
 - (イ) 実事業化に資するネットワーク要件の整理を行うこと。その際に、専用線、インターネットを活用したオープンな暗号化方法、参加医療機関への接続プロバイダーの要件について、費用や回線速度、回線品質を多角的に比較し、患者還元事業に最適なネットワーク方式を導出すること。
 - (ウ) 上記の研究にあたって、導出されたネットワーク方式へのセキュリティ監視の適用、データ収集、解析処理などの性能が十分確保できるか検証すること。
 - (エ) 参加医療機関、関連研究機関、検査会社、産業フォーラムに参加する企業へのネットワーク接続について、最適な接続方式や接続構成を研究すること。
- ・ 運用管理環境整備に係る要件は以下の通りとすること。
 - (ア) 本事業で利用するシステムを構成するサーバーやネットワークノード、端末等（オンプレミス、クラウド問わず）を運用監視・管理する仕組み。
 - (イ) 運用監視・管理をする仕組みにおいては、特定企業の技術やエージェント等に依存することなく、汎用的かつ相互運用が可能なように管理する仕組みを研究すること。
 - (ウ) 解析サーバーに関しては、解析速度を阻害しないように、エージェント等、監視のためのセンシング技術を検証すること。

3. AMED 研究（A-1）「がん領域における全ゲノム解析等の臨床的有用性に関する研究」、（A-2）「がん全ゲノム解析等の患者還元の拡大および創薬や治療法等の創出をめざした研究」と連携すべき事項

- ・ C は、A と連携し、電子カルテとの API 連携による自動的な臨床情報システムの導入とシステム充実化ができる計画となっていること。
- ・ C は、A と連携し、入力の負担を軽減しながら継続的な臨床情報の収集が可能となるシステムの開発とデータベースの整備を行う計画となっていること。
- ・ C は、A-2 や B と連携し、得られた全ゲノムデータの共通パイプラインでの解析を実施する計画となっていること。
- ・ C は、A、B と連携し、集中管理システムに、検体・ゲノム・臨床データの登録を行う計画となっていること。

- ・ Cは、Aと連携し、医療機関からの必要に応じて、患者還元に資するデータ解析とデータ共有が可能となる計画となっていること。
- ・ Cは、令和4年度に作成された標準レポートフォーマットの改良について、Aと連携して取り組む計画となっていること。
- ・ Cは、AやBと連携し、共同研究としての人工知能による解析精度向上に向けた人工知能モデル開発を検討する計画となっていること。
- ・ Cは、Aと連携し、ICT/AI技術を用いて患者および医療従事者の負担を軽減するためのIC取得に係る仕組みの構築について。（電子的説明と同意取得および同意の種別の中央一括管理等について）について検討する計画となっていること。
- ・ Cは、ICT/AI技術を用いて患者からの連絡および、患者への連絡に係るシステムの構築について（AIによる個別問い合わせ応答など）、A-1、A-2と連携する計画となっていること。
- ・ Cは、参加医療機関および産業界と連携し、データの共有システムの構築と利活用が可能となる計画となっていること。
- ・ Cは、参加医療機関の既存システムへの影響が最小化され、臨床現場への影響がない状態で、データを取り扱えること。

4. AMED 研究（B-1～7）「全ゲノム配列データおよび臨床情報等の解析に基づく創薬等のイノベーションの創出に関する研究」と連携すべき事項

- ・ Cは、B-1～7と連携し、得られた全ゲノム等の多様なデータを共通パイプラインで解析し、解析結果等を共有する計画となっていること。
- ・ Cは、B1～7と連携し、高度な横断的解析等を実施し、がんの患者還元・創薬に結びつく新たな知見の集積をめざす計画となっていること。
- ・ Cは、A-2やB1～7と連携し、新しい技術に基づいたデータの収集・解析および利活用における課題についての検討を実施する計画となっていること。
- ・ Cは、AやB1～7と連携し、新たな変異等の得られた解析結果を用いて疾患毎に患者に還元するための関する臨床的な意義等の意味づけ、および段階的な患者還元（※1）に係るシステムの構築を行う計画となっていること。
- ・ CはAやB1～7と連携し、令和4年度に作成された標準レポートフォーマットの改良を適宜反映する計画となっていること。
- ・ CはB1～7と連携し、継続的な臨床情報の収集が可能となる開発を行う計画となっていること。

※1：既存の遺伝子パネル検査等レベル、全エクソン解析等レベル、構造異常や既知の範囲を超えた研究的解析レベル等にレベル分けを行って段階的に患者還元を行う事を想定。

5. 厚生労働科学研究における「がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI 等に係る技術評価、体制構築についての研究」（以下厚労科研班）および「全ゲノム解析等実行計画 2022 における事業実施準備室および事業実施組織（それぞれ令和4年度、令和7年度中に発足予定）」（以下準備室および実施組織）と連携すべき事項

- ・ Cは、厚労科研班、準備室および実施組織と連携し、ゲノムデータ、臨床情報、検体の二次利活用（※2）に、倫理的・法的・社会的課題等について、「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」等で国が定める方針に従い研究を実施する計画となっていること。
- ・ Cは、厚労科研班、準備室および実施組織におけるデータの品質管理の評価に資する解析を実施する計画となっていること。

※2：共同研究を含む。

6. 健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業と連携すべき事項

- ・ Cは、健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業における横断検索等の共通部分については、必要に応じ、連携できるよう開発段階から調整を図ることのできる計画となっていること。

7. 収集したデータに係る事項

- ・ 提供されたデータを用いて研究を行う場合は提供元の研究班の同意を得た上で、共同研究等として実施すること。

3.7.4 求められる成果

実行計画の一環として行われる全ての研究の全がん種のシーケンス結果をスーパーコンピューターもしくはクラウドでの計算リソースを用いて、統一パイプラインで解析し、患者還元に資するレポート作成に必要な変異コールされたゲノムデータや、自動的に収集した臨床情報等のデータ共有、および各研究班を介して患者に還元するシステムや各研究班等とのデータ制限共有システム、産業界との制限公開システムの構築などの利活用環境の整備、およびオールジャパンの解析体制、データサイエンティストの人材育成体制等の構築が求められます。

3.7.5 予算規模

- ・ 研究費の規模（※3, 4, 5）：
 (ウ) R4 年度、1 課題当たり年間、上限 1,000,000 千円（間接経費を含まず）
 (エ) R5 年度以降、1 課題当たり年間、上限 100,000 千円（間接経費を含まず）
- ・ 研究実施予定期間（※6）： 最長4年1ヶ月 令和4年度～令和8年度
- ・ 新規採択課題予定数： 0～1 課題程

※3 研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。なお、複数の研究開発課題への応募は認められておりますが、同一の研究内容について重複して公的研究費の支給を受けることはできませんので、同時に応募した研究費につきましても必ず研究開発提案書の「4. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」に記載してください。

※4 各年度の研究費については、研究計画を踏まえて必要な経費を適切に積算して応募してください。研究計画は、各年度ごとに作成していただきますが、各計画はいずれも「全ゲノム解析等実行計画 2022」を推進し、かつ、

加速する内容であることが求められています。このため、各計画は連携した内容としつつ、各年度に予定されている研究費の規模等も踏まえ、作成するようにしてください。なお、研究計画内容、研究期間、研究費の内訳、付随研究実施の妥当性等に関する評価を踏まえた上で、研究内容、研究期間や研究費の規模について、研究開発提案書に記載の内容から増減させていただく場合があることに留意してください。

※ 5 当該研究課題における研究費は令和 5 年度における金額を示しており、令和 6 年度以降については実績に応じて研究費を配分する。

※ 6 採択後の研究期間中に進捗が著しく遅延する場合、研究支援が途中で中止になる場合があります。

3.8 難治性疾患実用化研究事業

希少難治性疾患に関する全ゲノム解析等に関連する研究分野

(1) 公募研究開発課題名

全ゲノム解析等実行計画に基づく難病領域全ゲノム解析の実践的研究

(2) 背景及び目的

わが国では、厚生労働科学研究難治性疾患政策研究事業（以下「難病研究班」という。）の枠組みにおいて、希少・難治性疾患ごとのレジストリが構築されてきた。こうしたレジストリには「学術的価値の高い臨床情報」が多く含まれており、創薬等の新規治療法の開発につながることから、研究者のみならず国内外の製薬企業も注目している。今後は、こうしたレジストリの構築がありかつ新規治療開発ニーズのある疾患については、全ゲノム解析等により各症例の遺伝学的背景を明らかにするとともに、患者情報を一元的・統合的に検索可能な共通基盤の構築を目指すことが急務である。

また、全ゲノム解析等の技術は、診断のつかない難病患者において、疾患を特定するという観点でも大きな期待が寄せられている。平成 27 年に開始された難治性疾患実用化研究事業「未診断疾患イニシアチブ」(IRUD)^{※1}では、主として全エクソーム解析により約 44%^{※2}で疾患を特定することができた。また、令和 2 年度に開始された AMED 研究「難病ゲノムデータ基盤構築にむけた先行的な全ゲノム等解析研究」（以下「先行研究班」という。）^{※3}では、先行的に約 5,500 症例の難病患者について全ゲノム解析を行った。その結果、全エクソーム解析で疾患が特定できなかった症例の 9.4%において疾患を特定できた^{※4}。患者数の少ない疾患については、他国とのゲノム情報基盤との連携が当該疾患の病因性バリエーションを特定するうえで効果的であり、情報基盤の構築研究の支援が必要である。また、一定の科学的根拠が集積された診断技術については、医療現場における実用化を念頭に研究を進める必要がある。

これまでに厚生労働省は、令和元年 12 月に「全ゲノム解析等実行計画（第 1 版）」^{※5}を策定し、難病領域においては、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業として令和 2 年度から「難病に関するゲノム医療推進にあたっての統合研究」（以下「政策研究班」という。）^{※6}において難病の全ゲノム解析等のあり方に関する研究を進めている。また、先行解析班では「全ゲノム解析等実行計画（第 1 版）」や政策研究班の研究内容を踏まえつつ、数千検体規模の全ゲノム解析等を一定の質で安定的に行い、全ゲノム解析データを一元的・統合的に格納する技術を確認する研究を進めてきた。

令和 3 年度には、厚生労働科学審議会科学技術部会に「全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会」（以下「専門委員会」）^{※7}が設置された。また、厚生労働省は専門委員会での議論を踏まえ、令和 4 年 9 月に「全ゲノム解析等実行計画 2022」^{※4}を策定した。この中では、将来的な「がん・難病等の克服」のために全ゲノム解析等の解析結果を、研究・創薬、日常診療導入実現、新たな個別化医療等実現に活用することが求められている。

AMED は「全ゲノム解析等実行計画 2022」を踏まえ、格納された全ゲノム解析データや臨床情報を新規治療開発等に利活用するための技術を確認するとともに、新規治療開発等を行うのに必要な症例を戦略的に蓄積することを目的とする「全ゲノム解析等実行計画に基づく難病領域全ゲノム解析の実践的研究」を新たに公募する。

(3) 求められる成果

成果として、令和5年度末頃までに「全ゲノム解析等実行計画 2022」等を踏まえた体制整備に資する以下の(ア)および(イ)に関する事項を求める。AMEDが求めた際は委託研究開発期間終了後であっても、当該情報をAMEDに提出すること。なお、提出にあたっての書式はAMEDが決定する。

(ア) 研究代表機関は、以下に示す機能を有する体制等を構築する。体制構築にあたっては、難病の全ゲノム解析等実行計画に関連した予算事業（令和4年度においては難病の全ゲノム解析等実証事業）および厚生労働科学研究と連携するとともに、特に利活用システムの構築にあたっては、全ゲノム解析等実行計画 2022 における事業実施組織準備室における検討を反映すること。また、体制構築にあたっては必要に応じて研究開発分担者の協力を得ること。

(臨床情報・ゲノム情報等の管理)

- ・ 複数の医療機関等から提出された臨床情報（同意書情報を含む）を速やかに格納できること
- ・ 複数の検査会社から納品された全ゲノム解析等の情報を格納できること。
- ・ 格納された情報（項目等を含む）について、当該症例の同意書で同意が得られている範囲の第三者が閲覧できる機能を有すること。
- ・ 閲覧した第三者がさらに詳細なデータが必要と判断した場合には、研究代表機関や研究分担機関等が患者や医療機関にリコンタクトできること。

(検体の保管・管理)

- ・ 研究開発分担者から提出された検体について保管・管理ができること。
- ・ 再検査等が必要な場合に速やかに実施できること。

(解析結果の返却)

- ・ 未診断疾患については、令和4年度難病の全ゲノム解析等実証事業および政策研究班と連携しつつ、解析結果報告書を作成し研究開発分担者に返却できること。また、研究開発分担者が全ゲノム解析等の結果を踏まえて疾患を特定した場合には、その内容を研究開発代表者に報告すること。
- ・ 既診断疾患については、新規治療開発等の研究・開発ニーズを踏まえつつ、研究開発分担者にバリエーション情報等を返却できること。
- ・ 令和4年度においては、新規治療開発等の研究・開発ニーズを踏まえ既診断疾患の全ゲノム解析等を実施し、研究開発分担者にバリエーション情報等の返却を行うと同時に臨床情報の収集を行い、新規治療開発等を念頭において戦略的なデータ基盤の構築に資する研究を遂行できること。
- ・ 令和5年度以降は、令和4年度の解析の進捗状況も踏まえた全ゲノム解析等を実施するに適切な疾患の選択および症例数の設定を行い、解析を進められること。

(イ) 研究分担機関には以下の資料の提出を求める。

- ・ 未診断疾患の症例については、全ゲノム解析等を行う医学上の理由
- ・ 既診断疾患の症例については、全ゲノム解析等を行う医学上（特に新規治療開発）の理由
- ・ 研究期間内に収集したゲノムおよび臨床データ
- ・ 未診断疾患については、全ゲノム解析等を通じた疾患の特定率
- ・ 本研究において全ゲノム解析等により明らかになった病態・病因性バリエーション
- ・ 本研究において全ゲノム解析等により明らかになった病態や新規治療開発のシーズ

(4) 研究開発費の規模等

分野等	公募研究開発課題名	研究開発費の規模	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題予定数
希少難治性疾患に関する 全ゲノム医療の推進等に 資する研究分野	全ゲノム解析等実行計画 に基づく難病領域全ゲノ ム解析の実践的研究	1 課題あたり年間 480,000 千円 上限(間接経費を含まず) [※]	最長 4 年 1 ヶ月 令和 4 年度～ 令和 8 年度	0～1 課題 程度

※令和 5 年度以降の研究開発費は、予算規模により変動する場合がある。また、進捗状況により追加配賦を実施する場合がある。

(5) 採択条件

【総則】

- 研究開発提案書に「全ゲノム解析等実行計画 2022」等で掲げられた目標が網羅的に記載されていること。特に、既診断疾患症例の全ゲノム解析を実施するにあたっては、新たな診療での活用に向けての具体的な計画を記載すること。
- 契約が締結され次第、研究を開始できる体制が整っていること。
- 専門委員会から示される方針への継続的な協力を確約できること。
- 政策研究班等と連携して体制構築を行う計画になっていること。
- 難病患者等の意見が適切に運営に反映される研究計画となっていること。
- 治験に携わった経験のある研究者が研究代表機関もしくは研究分担機関の一員として参画していること。
- 以下に掲げる事項については、AMED および厚生労働省の関係者との事前相談が確約できること。研究開発分担者は合意内容に従うこと。
 - ・ 各研究開発分担者に割り当てる提出可能検体件数、各研究開発分担者が提出する疾患の数（単一遺伝性疾患、多因子性疾患、未診断疾患のそれぞれの件数を含む）。
 - ・ 解析対象選定にあたり、ゲノム解析を通じて病態解明・新規治療開発に寄与する具体的根拠。
 - ・ ゲノム解析を依頼するシーケンス企業の選定と委託契約の内容。

【研究対象】

- 解析対象について、以下の疾患を適宜優先できる体制が整っていること。
 - ・ 診療につながる可能性が高いと考えられるもの（製薬企業とも緊密に連携すること）。

- ・環境因子よりも遺伝因子の影響が強いと考えられるもの。
- ・全ゲノム解析等によって疾患の特定に至る可能性が高いと考えられるもの。

【ゲノム解析】

- (i) ショートリードによる全ゲノム解析については、研究代表機関からシーケンス企業に原則外部委託とすること。ショートリード以外の方法による解析では、外部委託が不可能な場合に限り、研究代表機関もしくは研究分担機関で施行することを認める。なお、シーケンス企業に求める条件は「全ゲノム解析等実行計画 2022」を参照すること。
- (j) 本研究班の委託費用で解析を行った場合、研究分担機関で得られた結果についても速やかに研究代表機関のデータベースに登録すること。
- (k) 全ゲノム解析等を行う体制が整っていること。具体的には①研究代表機関で FASTQ データから、バリエーションの同定までを行える計算機器を有し、一元的に保管できること。②解析結果に疑義が生じた場合には FASTQ データまで戻って再検証が可能であること。

【臨床情報・検体】

- (l) 各研究開発分担者は提出予定疾患の「臨床情報項目」をあらかじめ研究代表機関に伝え、当該臨床情報を研究代表機関が格納する体制が整っていること。臨床情報は、「経時的な臨床情報」とすることが望ましいが、過去の臨床情報の取得ができない等の場合はこの限りではない。臨床情報は以下(ア)～(ウ)を参照すること。
 - (ア) 統合解析を見据えた基本情報。基本情報には以下の項目を適宜含むこと。
 - ・国際生活機能分類 (ICF)
 - ・ORPAH コード
 - ・ICD-10 コード (対応可能となり次第 ICD-11 コードに切り替えること)
 - ・OMIM コード
 - ・HPO コード
 - (イ) 指定難病であれば臨床調査個人票の情報
 - (ウ) その他研究に必要なと考えられる情報 (内容については研究班で合議を経て決定すること。)
- 臨床情報は、検体提出と同時に研究代表機関に提出すること。なお、研究開発分担者がゲノムデータ受領後に臨床的解釈を行った結果についても、研究代表機関に提出すること。
- (m) 検体は、研究期間中は研究代表機関で保管し、再解析可能な体制が整備されていること。本研究事業が終了した後も検体にアクセス可能な状況を確認すること。データの出力形式は CDISC-CDASH に準拠することを推奨する。

【研究参加同意書、リコンタクト、利活用】

- (n) データベースに登録した臨床およびゲノムデータは、利活用アプリケーションなどを用いて、安全な方法で第三者が閲覧できる体制を整えること。
- (o) 研究参加同意においては、「全ゲノム解析等実行計画 2022」に基づき解析結果の利用等に係る患者同意を書面で取得すること。「全ゲノム解析等実行計画 2022」における利活用審査委員会等の

審査体制が構築されることを想定し、第三者提供については関係法令やガイドラインを遵守したうえで有識者の審査を経て、提供すること。具体的な手続きについては①学術研究機関の単独利用、②学術研究機関と企業の共同利用、③企業の単独商業利用が可能となる内容とする。同意書はリコンタクトを含めた同意とすること。研究対象者が自らの意思を十分に表示できないと判断された場合は、代諾者からインフォームド・コンセントを取得し、対象者からはインフォームド・アセントを得ること。同意書が統一されるまでは、研究分担機関は検体ごとの同意範囲を研究代表機関に報告すること。同意書の作成には、政策研究班等と緊密に連携すること。

(6) 管理方法に係る事項

- (a) 研究代表機関には研究者以外にプロジェクトマネージャーもしくは PM に類した担当者（以下 PM という。）を配置することを求める。PM は専門委員会等で進捗を密に報告し、研究の新たな方向性が示されれば、速やかに研究開発分担者と共有し、適宜研究計画に反映させること。PM は、進捗管理や予算管理など実務的な対応を担うとともに、研究成果達成の障害及びリスクの把握に努め、期間内に目標を達成するよう研究全体をリードすること。PM は研究開発分担者からの要望や研究を加速すべき要素が生じればそれらを取りまとめ、AMED の課題担当者に速やかに報告すること。AMED や厚生労働省からの問い合わせがあったときには、速やかに対応出来る状態を維持すること。
- (b) 「全ゲノム解析等実行計画 2022」の方針や策定に至るまでに行われた議論の内容を研究参加者全員が理解していること。研究開発分担者については幅広く難病を研究対象とできるよう、対象疾患に偏重のないオールジャパンの体制が望ましい。研究代表者が合理的と判断した場合は、研究体制の拡充を積極的に行うこと。
- (c) 先行研究班で収集した検体・臨床情報、同意文書およびゲノムデータの提供を適切に受けること。
- (d) 毎月 1 回は進捗を AMED および厚生労働省に報告すること。進捗報告は別途 AMED および厚生労働省が指定した書式に則り、研究開発分担者から提出された報告を研究代表機関で取りまとめること。
- (e) AMED の課題管理においては、PS および PO 等の助言に従うこと。
- (f) 班会議等以外にも、円滑な研究の推進及び研究者間の闊達なコミュニケーションを図ること。会議内容は可能な限り AMED および厚生労働省の関係者と共有すること。会議では研究開発分担者が抱えている課題・問題の共有及び解決の方針決定等を行う場とすること。進捗会議開催後は議事録を作成し、AMED および厚生労働省を含む参加者に共有すること。また、当初計画からの大幅な乖離を招くおそれのある事象が生じた場合は、速やかに AMED および厚生労働省に連絡すること。
- (g) 研究における以下の情報セキュリティ対策を規定すること。情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い適切な管理体制を構築すること。情報システムを調達する場合、また研究費において委託/請負契約を締結する場合、当該者の資本関係、役員等の情報、本件事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性・実績及び国籍に係る情報の提供を受けること。研究者は最新版の改正個人情報保護法や次世代医療基盤法に基づき、個人情報の漏えい防止対策や個人情報の暗号化等の情報セキュリティ対策を適切に実施すること。本研究実施の過程で情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかに AMED および厚生労働省に報告するとともに、指示に基づいた適切な対応を行うこと。
- (h) 研究で用いる設備について、他事業との共同運用の実態がある場合は、維持・補修費など必要経費の配分をあらかじめ明確にしておくこと。

- (i) 研究計画の内容等において類似する研究事業がある場合は、適宜連携すること。
- (j) 新型コロナウイルス感染症等の蔓延、天災、災害に関連した組織 BCP（Business Continuity Plan）に応じて、研究推進のリスク評価、影響が最小限になるような対策の立案が望ましい。研究継続に影響する事案の発生時は AMED へ速やかに相談を行うこと。

（7）参考文献

- ※1 <https://www.amed.go.jp/program/IRUD/>
- ※2 <https://www.amed.go.jp/news/seika/kenkyu/20220425.html>（最終アクセス日 2022 年 12 月 7 日）
- ※3 https://www.amed.go.jp/koubo/11/02/1102C_00001.html
- ※4 <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000996722.pdf>
- ※5 <https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000579016.pdf>
- ※6 <https://nanbyo-genome-tkh.org/>
- ※7 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_467561_00004.html

第 4 章 スケジュール・審査方法等

4.1 公募期間・選考スケジュール

本事業における提案書類の受付期間・選考スケジュールは、公募開始時点で以下の通り予定しています。

提案書類の受付期間・選考スケジュール（なお、注 1～注 12 に留意してください。）	
提案書類受付期間	令和 4 年 12 月 23 日（金）～令和 5 年 1 月 23 日（月）【正午】（厳守）
書面審査	令和 5 年 1 月下旬～令和 5 年 2 月上旬（予定）
ヒアリング審査	令和 5 年 2 月 16 日（木）（予定）
採択可否の通知	令和 5 年 3 月上旬（予定）
研究開発開始（契約締結等）日	令和 5 年 3 月中旬（予定）

（注 1）提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いします。全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。応募期間締め切り直前はアクセス集中のため e-Rad に不具合が発生する場合もあるため、期限に余裕を持って提出してください。e-Rad の不具合に関する情報や、システム上の不具合が解消されない場合の特別対応などについては、公募 HP に掲載されますので随時確認してください。

（注 2）提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。

（注 3）ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合で、ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式の提出がない場合は、不受理とします。

（注 4）提案書類受付期間終了後、研究開発代表者に対して、AMED が電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください（回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります）。

（注 5）ヒアリング審査は Web 等による実施の場合があります。

（注 6）ヒアリング審査を実施する対象課題の研究開発代表者に対しては、原則としてヒアリング審査の 1 週間前までに電子メールにて御連絡します（ヒアリング審査の対象外の場合や、ヒアリング審査自体が実施されない場合には連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください）。ヒアリング審査の実施や日程に関する情報更新がある場合は、第 5 章に記載の AMED ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリング審査の対象か否かに関する個別回答は行いません。

（注 7）研究開発代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、照会時に AMED が指定する期日までに AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

（注 8）ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。

（注 9）ヒアリング審査終了後、必要に応じて、研究開発代表者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。

（注 10）感染症の流行や災害等による社会的混乱等の不測の事態のため、ヒアリング審査の方法を変更したり、中止したりする場合があります。また、ヒアリング審査が中止の場合は、書面審査期間を延長する場合があります。

- (注 1 1) 「研究開発開始(契約締結等) 予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、公募要領の他の記載の取扱いと同じく、契約締結等をお約束するものではありません。この「予定日」に契約を締結等するためには、研究開発計画(研究開発費や研究開発体制を含む。)の作成や調整について、研究機関等の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS、PO 等との調整等を速やかに実施し、早期の契約締結等に努めます。
- (注 1 2) 採択候補となった課題の研究開発代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。
- (注 1 3) ヒアリング実施課題が多い場合は、別日程でヒアリングを行う可能性があります。

4.2 提案書類の審査方法

4.2.1 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMED の「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価(審査)を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

さらに、本事業では、課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢献します。そのため、本事業については、提案時に「(書類名 例) 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制対象物品の有無について」の提出をお願いします。安全保障貿易管理についての詳細は第 2 章を参照してください。

- (A) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (B) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、審議により評価を行います。なお、審査の過程で研究開発代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (C) 採択に当たっては、審査結果等を踏まえ、研究開発代表者に対して、目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、経費の額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の 1 つとなります。採択課題の管理と評価については第 9 章を参照してください。
- (D) 審査終了後、AMED は研究開発代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問合せには一切応じられません。
- (E) 課題評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。
- (F) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMED ウェブサイトへの掲載等により公開します。また、課題評価委員の氏名については、原則として、毎年度 1 回、AMED

全体を一括して公表します。(ウェブサイトへの掲載等の詳細は、第6章も参照してください。)

(G) 公正で透明な評価を行う観点から、AMEDの「課題評価委員会の委員の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」に基づき、課題評価委員の利益相反マネジメントを行います。課題評価委員が以下に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてAMEDに対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。

- ① 被評価者が家族であるとき
- ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
- ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

(H) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PD、PS、PO、課題評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

(I) 研究管理の適切性を確認する観点から、医薬品^{※1}、再生医療等^{※2}及び医療機器^{※3}について研究開発にかかるマネジメントに関する資料の提出を求めることがあります。また、必要に応じて、その内容の照会をすることがあります。詳細については、以下を参照してください。

※1 https://www.amed.go.jp/koubo/iyakuhin_check.html

※2 https://www.amed.go.jp/koubo/saisei_check.html

※3 https://www.amed.go.jp/koubo/medical_device_check.html

(J) 本事業においては、応募した者が過去にAMED から受けた研究費のうち、今回の提案課題の立案に活用した研究開発課題の中間評価結果や事後評価結果を踏まえて、提出された提案書類の審査を行う場合があります。

(K) 形式審査を実施し、不採択とする場合があります。

4.2.2 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性和、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

(A) 事業趣旨等との整合性

- ・事業趣旨、目標等に合致しているか(★)

(B) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・独創性、新規性、革新性を有しているか
- ・医療分野の進展に資するものであるか
- ・新技術の創出に資するものであるか
- ・社会的ニーズに対応するものであるか
- ・医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか

(C) 計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか（★）

※ 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は令和4年3月10日に一部改正されていますので、特に御留意ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00950.html

(D) 実施体制

- ・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・十分な連携体制が構築されているか
- ・申請者等のエフォートは適切であるか
- ・不合理な重複／過度の集中はないか（★）

(E) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

(F) 事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目

- ・「全ゲノム解析等実行計画 2022」に沿った研究であるか（★）
- ・研究内容が、医療現場での実用化を見据えたものであるか
- ・研究成果が難病研究及びがん対策分野の振興・発展に役立つか
- ・現時点で実施する必要性を有する研究であるか
- ・臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

(G) 難治性疾患実用化研究事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目

- ・社会への影響及び波及効果を有しているか
- ・国費を用いる妥当性があるか

（注）（★）を付した項目については、委員会としての評価結果の決定に参加する委員の半数以上が「不適切」と判断した場合に、不採択とする取扱いとなります。

4.3 AMED における課題評価の充実

AMED においては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施を目指して、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED の他事業の課題評価委員等としての御協力をお願いすることがあります。

第 5 章 提案書等の作成・提出方法

5.1 提案書類の作成

5.1.1 応募に必要な提案書類 革新的がん医療実用化研究事業

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式 1) 研究開発提案書	英文・和文要約等の別紙 1～3 を含む。
2	必須	(様式 2) ロードマップ	テンプレートをダウンロードして参照。自由様式にて作成の際は、「【様式 2 記載要領】ロードマップ」に記載の留意事項をふまえて作成。
3	必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式	ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合には必須。
4	該当する場合は必須	臨床試験実施計画書またはプロトコルコンセプト	様式自由。臨床研究（臨床試験等）を提案する場合には必須。詳しくは、第 5 章 5.2 を参照。
5	該当する場合は必須	(様式 3) 若手研究者履歴書・研究計画 (様式 4) 若手研究者育成計画書	若手研究者の登用を希望する場合は必須。詳しくは第 5 章 5.3 を参照。
6	任意	PMDA の対面助言の記録等	様式自由。詳しくは、第 5 章 5.2 を参照。
7	任意	動物実験等に関する基本指針に対する自己点検・評価結果の写し	様式自由。該当者は提出すること。

5.1.2 応募に必要な提案書類 難治性疾患実用化研究事業

資料は適宜結合した上で該当資料の右上に資料番号を明示し「必須」のもので該当資料がない場合は資料番号を付した紙に「該当資料無し」と記載した資料を PDF 形式で提出すること。

本公募研究課題に関する提出書類一覧

資料番号	資料の位置づけ※	提出物	本章以外の主な参照箇所
1	必須	研究開発提案書	第 2 章
2	必須	研究開発提案書要約（英語及び日本語）	
3	必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル	第 2 章
4	任意	採択条件にある体制整備において整備された外部の機関等を利用する場合、	

		契約の候補となる機関等に関する資料	
--	--	-------------------	--

※ 資料は、適宜結合した上で該当資料の右上に資料番号を明示し、PDF 形式で提出すること。

必須：提出がなければ不受理となる提出物。

任意：提出は必須ではないものの、提出された場合は審査に利用される提出物

5.1.3 提案書類様式の入手方法

AMED にて用意している提案書類の様式については AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

https://www.amed.go.jp/koubo/14/01/1401B_00026.html

5.1.4 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の作成

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

研究開発提案書は、原則として日本語での作成ですが、要約については、日本語と英語の両方の記載が必須となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となることがあります。

(A) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。

(B) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。

(C) 英数字は、原則として半角で入力してください。((例) 郵便番号、電話番号、人数等)

(D) 提案書類は、下中央にページ番号を付与してください。

(E) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(2) 法令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は第 11 章を参照してください。

(3) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

研究開発代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関（研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託契約を締結する研究機関）の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の了承を得てください。

(4) 提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 対象外となる提案について

以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。

(A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案

(B) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している提案

(6) ヒト全ゲノムシーケンズ解析プロトコルの提出について

ヒト全ゲノムシーケンス解析（第2章「2.2.6 データシェアリングについて」参照）を実施する研究課題においては、所定の様式を提出することにより当該プロトコールの各項目を示す必要があります。該当課題において様式提出がない場合には「不受理」となり、審査の対象となりません。提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については、十分注意して御判断ください。

また、所定様式が提出されている場合であっても、第2章「2.2.6 データシェアリングについて」の条件を満たさない研究開発課題は、「不採択」となります。

5.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等について

（1）ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式

ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合、ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式の提出が必須になります。シーケンスデータやプロトコル情報の詳細については、第2章の応募に関する諸条件等の記載を参照してください。

（2）PMDAの対面助言の記録等

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「レギュラトリーサイエンス戦略相談」等の相談業務のうち、対面助言を実施済みの場合は、対面助言記録及び別紙（相談内容）を添付してください。

なお、対面助言を実施していなくとも、対面助言の日程が決まっている場合は、提案書に「予定する対面助言の日程」を記載してください。（PMDAは事前面談の記録を作成しないため、事前面談の実施の有無の記載やアカデミア側が作成した事前面談の議事録や要旨の添付はしないでください。）

（注）実用化段階に移行する研究開発課題（「レギュラトリーサイエンス戦略相談」等、PMDAの相談業務の対象範囲となる研究開発課題）においては、その採択条件として、治験を開始するごとに、あらかじめPMDAの「レギュラトリーサイエンス戦略相談」等の相談（対面助言）により合意した研究開発計画にて実施していただくことになります。応募時点で対面助言を実施済みであることは必須ではありませんが、対面助言を受け、その相談結果を研究開発計画に反映させていることが望まれます。

（3）臨床試験に関する資料等

革新的な医薬品や医療機器等の創出を念頭に置いた治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行う研究^{※1}では、治験計画書やプロトコル^{※2}（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む。）等の臨床試験に関する資料等（様式自由：応募時点で未実施の場合は案で可）を添付していただきます。

※1 新しい医薬品や医療機器等創出を目的としていない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

※2 プロトコル作成に当たっては、以下を適宜参考にしてください。（例示のため、全ての臨床研究を網羅するものではありません。）

・日本医師会治験促進センター（治験実施計画書及び症例報告書の見本の作成に関する手順書）

<http://www.jmacct.med.or.jp/clinical-trial/enforcement.html>

・日本医師会倫理審査委員会（後向き研究観察研究計画書_例）

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010842.html

- ・（公財）神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーション推進センター（医師主導治験実施計画書作成要領＜ランダム化比較臨床試験＞）

https://www2.tri-kobe.org/support/download/protocol_summary2.pdf

（４）動物実験に関する自己点検・評価結果

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）又は厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求めることがあります。

（５）研究開発にかかるマネジメントに関する資料等

AMED ウェブサイトにて平成 29 年 12 月 27 日に「医薬品開発の研究マネジメントに関してのチェック項目について」として御案内しました「研究マネジメントに関するチェック項目（医薬品）」の運用のため、【領域 3-1、3-2、3-3】に応募される提案者は、「チェック項目記入表」の提出が必須となります。「チェック項目記入表」は、以下の AMED ウェブサイトからダウンロードして記載し、他の提案書類の締切日に合わせて事業課に提出ください。「チェック項目記入表」の作成に関する具体的な作業については、同ウェブサイトの「研究マネジメントに関してのチェック項目（医薬品）について」、「応募者用説明資料」、「応募者向け「チェック項目記入表」記載の手引き」を参照してください。必要に応じ、「チェック項目記入表」の内容について照会することがあります。

https://www.amed.go.jp/koubo/iyakuhin_check.html

5.3 若手研究者の登用について

5.3.1 本事業で支援する若手研究者の定義・必要な書類等について

本事業では、人材育成の推進を図ること等を目的として、それに適う若手研究者（リサーチ・レジデント）の登用を支援します。なお、本事業で登用を支援する若手研究者の定義は、以下の条件を全て満たす者とします。

- ・ 研究開始時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同程度の研究能力があると認められる者。ただし、医師（日本の医師免許取得者）については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後 2 年以上を経過した者。
- ・ 当該事業の研究グループ等に参加している期間中、他の職を主たる職としない者。
- ・ 令和 5 年 4 月 1 日時点において、年齢が、男性の場合は満 40 歳未満の者、女性の場合は満 43 歳未満の者、又は博士号取得後 10 年未満の者。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満 40 歳未満又は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができる。

若手研究者（リサーチ・レジデント）の登用を希望する際は、研究開発提案書の該当する項目にその旨を明示し、指定の履歴書・研究計画（様式 3）及び若手研究者育成計画書（様式 4）を提出してください。履歴書・研究計画（様式 3）には当該若手研究者のこれまでの研究実績、従事する研究内容とその計画等を記載し、若手研究者育成計画書には指導体制、育成計画、育成環境等を記載してください。

なお、研究開発提案課題が採択されても、必ずしも若手研究者（リサーチ・レジデント）が登用されるとは限りませんので、若手研究者（リサーチ・レジデント）の登用ができなかった場合でも研究本体の進捗が担保できる「研究計画・方法」としてください。

- * 若手研究者登用は、1 採択課題当たり 1 名程度、本事業合計 7 名程度の予定です。
- * 若手研究者（リサーチ・レジデント）の登用期間は、原則として当該採択課題の全研究開発期間に準ずるものとします。ただし、若手研究者（リサーチ・レジデント）の育成が実り、就職等によって登用を中断する場合は、この限りではありません。なお、PS、PO 等が課題進捗マネジメントの一環として育成計画の進捗状況等を確認し、必要に応じて指導・助言等を行います。
- * 原則、新規の若手研究者登用の申請は新規の研究開発課題提案時にのみできるものとします。
- * 本事業における若手研究者登用の支援をされたことがない若手研究者（リサーチ・レジデント）を優先して登用します。
- * 若手研究者（リサーチ・レジデント）の登用については、実際に評価を受けて採択された若手研究者個人が対象となり、一定期間の継続した育成を支援することを趣旨としています。短期間を前提とした雇用や、研究期間内の若手研究者（リサーチ・レジデント）の交代は原則として認められません。
- * 若手研究者登用費のうち人件費（基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）は、原則として他の費目（物品費、旅費等）へ流用することができません。また、本登用費は課題本体の研究経費（基本経費）への流用はできず、人件費で余剰が生じた場合、若手研究者自身の学会参加費・学会参加旅費・発表資料の作成等に要する経費・研究環境の整備に要する消耗品費等について使用を認めるものとなります。
- * 若手研究者（リサーチ・レジデント）の研究に要する経費は、課題本体の研究経費（基本経費）において計上してください。また、実績報告書の提出時に、若手研究者登用費の収支簿を別途提出していただきます。
- * 若手研究者（リサーチ・レジデント）の人件費は、所属機関の人件費に係る規程に則って算出してください。

若手研究者の登用を申請する際は、若手研究者の登用に要する経費（以下「若手研究者登用費」という。）は一人当たり年間 6,000 千円（間接経費を含む。）を上限とし、研究開発の内容に係る経費（以下「基本経費」という。）と合算した金額を研究開発提案書（様式 1）に「当該年度の希望する研究開発費」として記載してください。若手研究者登用費は、基本経費と合算して支給します。採択後は若手研究者の活動状況を確認するため「実績報告書」の提出を求めます。また、雇用契約書等給与額がわかる書類（写し）・出勤簿（写し）等の提出を求めることがあります。

5.3.2 若手研究者登用の評価に当たり考慮すべき事項

（1）評価方法

若手研究者候補者の評価は事前評価委員会で行い、登用の可否を AMED が決定します。

(2) 評価項目

(A) 若手研究者の実績の評価

- ・博士の学位を有するか、これと同程度の研究能力があるか
- ・がんもしくは難病関係の研究実績があるか、又はそれらの研究に貢献できる他分野での研究実績があるか

(B) 研究内容・育成計画の評価

- ・若手研究者を育成するための計画は適切か
- ・若手研究者を育成するための指導者・施設等の体制は適切か
- ・若手研究者の研究開発計画が、「研究開発代表者」又は「研究開発分担者」の研究開発課題に沿っているか
- ・研究指導者の指導実績・指導能力が十分であるか

5.4 提案書類の提出方法

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いします。なお、応募期間締め切り直前はアクセス集中のため不具合が発生する場合もあるため、期限に余裕を持って提出してください。期間内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。また、提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後、受付期間終了時刻までに再度提出する必要があります。(具体的な操作については e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) の研究者用マニュアルを参照してください。) なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

(注1) e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに 00:00~24:00 となりますが、利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがありますので、注意してください。なお、e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて事前にお知らせがあります。

(注2) e-Rad の不具合に関する情報や、システム上の不具合が解消されない場合の特別対応などについては、公募 HP に掲載されますので随時確認してください。不測の事態に備え、余裕を持った提出をお願いします。

(注3) 提案書類のファイルは、PDF 形式でのアップロードをお願いいたします。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。

(注4) アップロードできる 1 ファイル当たりの最大容量は 15 MB となります。

5.4.1 e-Rad での提出状況の確認

提案書類の受理確認は、e-Rad の「提出済の課題」>「課題一覧」画面から行うことができます。受付期間終了時点で、「配分機関処理中申請中」又は「受理済」となっていない提案書類は無効となります。また、受付期間終了時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、本事業担当課まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付期間終了時までに応募

課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

応募期間中に、e-Rad のシステムに不具合があった場合には、e-Rad のログイン後の画面「配分機関・システム管理者からのお知らせ」や、AMED ウェブサイトのトップページ、本公募のホームページに、関係情報が掲載される場合がありますので、その内容を確認してください。

申請状況	申請の種類〔ステータス〕の表示
① 応募申請後	申請の種類〔ステータス〕が「 研究機関処理中申請中 」となります。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。（研究開発代表者から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続を必ず行ってください。）なお、機関承認の手続が難しい状況が生じた場合は本事業担当課に御相談ください。
② 研究機関の承認の手続が完了後	申請の種類〔ステータス〕が「 配分機関処理中申請中 」となります。
③ 配分機関「AMED」が受理	申請の種類〔ステータス〕が「 受理済 」となります。

5.4.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項

（１）研究機関の事前登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「代表機関」、「分担機関」は、原則として応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続を行ってください。

※ 登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続をしてください。

※ 一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※ 既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

※ 応募時点で、特定の研究機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に本事業担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

（２）研究者情報の事前登録

応募する「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」はログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究機関に所属している研究者の情報は事務代表者が登録します。事務代表者は、（１）により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既に e-Rad に登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad ポータルサイトからの登録申請により、e-Rad システム運用担当で登録します。必要な手続は「(研究者向け) 新規登録の方法」(<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>) を参照してください。

5.4.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます。(第 14 章を参照してください。) ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え (FAQ) ページ」もよく確認の上、お問い合わせください。なお、ヘルプデスクでは公募要領の内容、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

5.5 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除

5.5.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題 (競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、複数の競争的研究費その他の研究費 (国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの[※]。) が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分 (以下「研究開発課題の不採択等」という。) を行います。なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 実質的に同一 (相当程度重なる場合を含む。以下同じ。) の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- (B) 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- (C) 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- (D) その他これに準ずる場合

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為 及び 直接又は間接金融による資金調達を除く。

5.5.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行います。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。

この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- (B) 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- (C) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- (D) その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

5.5.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (1) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究開発代表者・研究開発分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や e-Rad に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。

- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに御留意ください。

（２）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援※を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

5.5.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

5.6 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

第 6 章 情報の取扱い

6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い

6.1.1 情報の利用目的

不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、新規事業創出等の AMED 事業運営に資する研究動向やマクロ分析、研究開発費の委託業務、第 13 章に記載されている研究支援のために利用されます。

なお、研究提案した研究者及び当該研究者の所属機関の権利利益を不当に侵害することがないように、当該情報の利用目的は上記業務に限定します。

また、不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報については、法人文書管理、個人情報保護及び情報公開に関連する法令並びに AMED 例規等の定めにより適切に管理し、研究提案した研究者及び当該研究者の所属研究機関の権利利益を不当に侵害することがないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密を厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト[※]を参照してください。

※ 「公文書管理制度」(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html>

「個人情報保護法等」(個人情報保護委員会)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>

「情報公開制度」(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html

6.1.2 必要な情報公開・情報提供等

- (A) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究開発課題名、参加者リストに記載される研究に関わる者の所属研究機関・役職・氏名、e-Rad 課題/研究者/研究機関番号、予算額、実施期間、研究概要もしくは要約及び委託研究開発成果報告書(公開情報))^{※1}は、整理・分類し AMED ウェブサイト、AMED 研究開発課題データベース(AMEDfind) 及び AMED が協定等に基づく協力関係を有する研究資金配分機関等が運営する公的データベース等(World RePORT^{※2}等) から公開する場合があります。
- (B) 申請された課題全てについて、マクロ分析に必要な情報は AMED において分析し、その分析結果については、関係府省や研究資金配分機関等に提供されて公表される他、ファンディング情報のデータベース等^{※3}に掲載される場合があります。
- (C) 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、課題採択後においても、各年度の研究成果情報(論文・特許等)、会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報等の e-Rad への入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(D) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の競争的研究費制度の担当部門に情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

※ 1 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱います。また、研究開発課題の採択後に作成する研究開発計画書の公開指定部分、契約項目シートに記載される上記の項目についても同様の扱いになります。

※ 2 World RePORT とは

主要国の研究資金支援機関が支援している国際連携研究を対象としたデータベースです。従来確認が困難であった各国が行っている国際的な研究連携を可視化する事を目的としています。

管理・運営は米国国立衛生研究所（NIH）が行っており、NIH、英国医療研究評議会（MRC）、ビル&メリンダ・ゲイツ財団（BMGF）、欧州委員会（EC）、カナダ健康研究機関（CIHR）、ウェルカムトラストなど、世界中の 12 の研究資金提供機関の情報が現在登録されています。

<https://worldreport.nih.gov/app/#!/about>

※ 3 データベース等には、World RePORT 等が含まれます。

第 7 章 採択後契約締結までの留意点

7.1 採択の取消し等について

研究開発課題を実施する研究機関は、8.1.1 に記載のとおり、原則として、採択決定通知日から 90 日以内（契約締結期限）に、AMED と委託研究開発契約を締結していただく必要があります。

そして、採択後であっても、次に掲げる採択取消事由のいずれかに該当する場合には、採択を取り消すことがあります。また、採択取消事由のいずれかに該当するにもかかわらず、それが事前に判明せず、契約締結に至った場合には、事後に契約の解除事由になりえます。

- (A) 契約締結期限までに AMED が求める必要な書類が提出されない場合
- (B) 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
- (C) 公募の要件の不充足があった場合
- (D) 当該研究開発課題に参加予定の研究者について、研究開発期間中に申請・参加資格が制限されることが明らかである場合
- (E) 当該研究開発課題の研究開発代表者又は研究開発分担者として予定されている者の中に、不正行為等に関する本調査の対象となっている者が含まれており、その者の参加について AMED の了解を得ていない場合
- (F) 上記のほか、研究開発課題を実施する研究機関側の原因により、契約締結期限までに契約を締結できない場合（契約に定める表明保証又は遵守事項の違反がある場合を含む。）

7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について

代表機関は、委託研究開発契約の締結に当たって、以下の (A) から (C) について表明保証する必要がありますので、留意してください。

- (A) 研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン^{※1}又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等の申請・参加資格を制限しないものとされた者及び国又は独立行政法人等により措置された競争的研究費等への申請・参加資格の制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと^{※2}
- (B) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発計画書上、当該研究機関に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者（再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。）に含まれる場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること

(C) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※ 1 この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していいいます。

※ 2 AMED と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（AMED からみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。）している場合には、(A) については、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

7.3 契約締結の準備について

研究開発課題を実施する研究機関は、研究開発課題の採択後、AMED と委託研究開発契約を速やかに締結できるよう、以下の (A) ～ (C) を準備しておく必要があります。なお、契約に必要な書類（計画書様式等）については、採択後に別途御連絡します。

全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を基に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。（同計画書は、各年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。）また、研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。（研究開発計画書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。）

(A) 全体研究開発計画書、研究開発計画書及びその他契約に必要な書類の作成

(B) 業務計画に必要な経費の見積書の取得

(C) 会計規程、受託研究規程及び職務発明規程等の整備

7.4 データマネジメントプラン（DMP）の提出

採択課題については、研究開発代表者から、採択後の委託研究開発契約締結の際に DMP を AMED に提出※していただきます。必要な書類（様式）については、採択後に別途御連絡します。

※ 公的資金により行われる研究開発から生じるデータ等は国民共通の一種の公の財産でもあり、AMED は、現状では把握できていないデータの所在等を把握し、データの収集、質の確保、意味づけ、保存と活用等が適切かつ公正に行われるよう推進する役割があります。

※ AMED は、DMP で研究開発データの種類、保存場所、データの管理責任者、データの利活用・データシェアリングの方針やデータ関連人材の所在等を把握することにより、マネジメント機能又は触媒機能を強化し、可能な範囲で異なる研究開発課題間での連携促進や二重研究開発の回避等のために役立てることとしています。

※ DMP は、どの研究開発課題で、どのようなデータが産出され、誰がどこで管理しているのかを記載するものです。

※ DMP には、事業年度、事業名、研究開発課題名、研究から産出されるデータ及びデータ群の総称、研究開発データの説明、データサイエンティストの所属・氏名等、リポジトリ（保存場所）その他必要事項等を記載していただきます。

- ※ 「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」、DMP の記載要領を遵守して記載してください。（「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」においては、DMP 提出の義務化、機能、役割等についても説明していますので、御参照ください。）
- ※ 記載事項のうち公開可能な内容や記載情報を統計的に処理した情報については、他の課題情報とともに公開する場合があります。なお、DMP の利活用についての詳細は第 10 章を参照してください。
- ※ 詳しくは以下を御確認ください。
<https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html>

7.5 研究開発タグの提出

AMED では、研究開発タグを用いて各統合プロジェクトや疾患領域等における研究開発課題の研究目的、研究の性格、研究モダリティ、開発フェーズ、対象疾患（ICD10）、疾患領域（7 分野）、特記的事項等を俯瞰的、経時的に把握することにより、事業の全体像を可視化するとともに、マネジメント機能又は触媒機能を強化し、異なる研究開発課題間での連携促進や今後の公募案の策定等のために役立てることとしています。このため採択課題については、研究開発代表者から、採択後の委託研究開発契約締結時及び補助事業の交付申請時に研究開発タグを AMED に提出※していただきます。必要な書類（様式）については、採択後に別途御連絡します。

- ※ 研究開発タグは、どの研究開発課題で、どのような目的の、どのような性格を持った研究開発が、どのような開発フェーズにあるかを、対象疾患や疾患領域ごとに整理し、AMED の事業を統合プロジェクト（横軸）と疾患領域（縦軸）の観点から縦横に把握しようとするためのものです。
- ※ 研究開発タグは、エクセル表を使って、研究目的、研究の性格、研究モダリティ、開発フェーズ、対象疾患（ICD10）、疾患領域（7 分野）、特記的事項、その他必要事項等を選択していただきます。
- ※ 研究開発タグの記載要領を遵守して記載してください。
- ※ 研究開発タグ項目の一部項目と記載情報を統計的に処理した公開可能な内容の情報については、他の課題情報とともに公開する場合があります。

第 8 章 委託研究開発契約の締結等

8.1 委託研究開発契約の締結

8.1.1 契約条件等

採択された研究開発課題について、研究開発課題を実施する研究機関は、AMED との間で委託研究開発契約を締結していただく必要があります。研究開発課題を実施する研究機関は、契約を締結することにより、AMED から委託研究開発費の支払を受け、採択された研究開発課題を実施することができるようになります。委託研究開発契約は、国の会計年度の原則に従い単年度契約です。契約に必要な書類等の契約手続の詳細は、採択後に AMED から御案内します。

委託研究開発契約は、原則として、採択決定通知日から 90 日以内（契約締結期限）に締結するものとします。7.1 に記載のとおり、契約締結期限までに必要書類の提出がない場合や、課題評価委員会、PS、PO 等の意見を踏まえて採択決定時に付された条件が満たされていない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約は締結できず、採択決定が取り消されることがありますので、十分御留意ください。

契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止（計画達成による早期終了を含む。）等を行うことがあります。

PS、PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

なお、国の施設等機関等（国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。）である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。（その場合、AMED が定める補助金取扱要領に従うこととします。）このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。さらに、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて国による検査や AMED による監査等に応じることを条件とします。

8.1.2 契約に関する事務処理

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

8.1.3 年度末までの研究開発期間の確保について

年度末まで研究開発を実施することができるよう、委託研究開発実績報告書の AMED への提出は、委託研究開発期間の終了日から起算して 61 日以内に行っていただくこととしています。各研

研究機関は、この対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

8.1.4 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う確定検査により、委託研究開発費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります。詳細は第 12 章を参照してください。

8.2 委託研究開発費の範囲及び支払等

8.2.1 委託研究開発費の範囲

本事業では競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED の「委託研究開発契約事務処理説明書」※¹を参照してください。

また、現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。このことも踏まえて、本事業においては、直接経費から研究開発代表者・研究開発分担者の人件費、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費（研究開発代表者・研究開発分担者の人件費※ ² を含む。） 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該委託研究開発を遂行するための経費（例） 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、ライセンス料、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）※ ² 、不課税取引等に係る消費税相当額等

間接経費※3、 ※4	直接経費に対して一定比率（30%目安）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費
---------------	---

※1 <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

※2 研究開発代表者・研究開発分担者の人件費及びバイアウト経費を支出する場合の必要な要件や手続の詳細については、AMED ウェブサイト「事業手続き（様式集など）」>「事務処理説明書・様式集」※1を参照してください。

※3 AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施する場合に措置されます。また、一定比率は 30%を超えることはありません。なお、分担機関（国の施設等機関等に所属する研究者を除く。）についても、配分される直接経費に応じて間接経費が配分されます。

※4 国の施設等機関等（国立教育政策研究所を除く。）に所属する研究者へ間接補助金を交付する方式の場合は、対象外となります。

8.2.2 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※1の定めによるものとします。なお、手形決済、相殺決済、ファクタリングは認められません。

（注1）AMED における治験・臨床試験での委託研究開発契約では、「治験又は臨床試験における症例単価表を用いた契約管理方式」を用いることができます。採択された研究開発課題がその対象と認められる場合には、あらかじめ定められた内部受託規程（「治験又は臨床試験における受託研究取扱規程」（仮称））に基づき治験・臨床試験における症例登録等が行われる体制が研究機関に整備されていれば、症例登録等を研究機関の長から他の医療機関に対して一種の外注形式で依頼できるものとします。詳細は AMED ウェブサイト「研究費の運用」※2に掲載する「医師主導治験（研究者主導治験）又は臨床試験における医療機関経費の管理について」を参照してください。なお、治験・臨床試験の業務支援体制が充実している施設においては、当分の間、従来方式でも可とします。

（注2）令和3年度で終了の電算資源（スーパーコンピュータ）の供用サービスに代わり、ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム（B-Cure）（ゲノム医療実現推進プラットフォーム・大規模ゲノム解析に向けた基盤整備）にて整備されたスーパーコンピュータを一定の目的・条件の下で利用が可能です。詳しくはゲノム医療基盤研究開発課事務局のメールアドレス<genome-supercom"AT"amed.go.jp>（"AT"の部分を変えてください）宛てに御相談ください。

※1 <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

※2 https://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html

8.2.3 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 文部科学省 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全

に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、特に大学や国立研究開発法人等においては、本事業により購入する研究設備・機器のうち特に大型で汎用性のあるものについて、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従い、研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認してください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[文部科学省 競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略2022」[閣議決定（R4.6.3）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.3.5）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

8.2.4 委託研究開発費の支払

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等 4 分割した額を原則とします。

8.2.5 費目間の流用

費目（大項目）ごとの当該流用に係る額が当該年度における直接経費の総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は、500 万円。）を超えない場合には、研究開発計画との整合性あるいは妥当性があることを前提として AMED の承認を経ずに流用が可能です。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認してください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

8.2.6 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（令和 3 年 10 月 1 日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に示されている使途透明性の確保の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備し、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保存してください。なお、毎年度の間接経費に係る使用実績については、翌年度の 6 月 30 日までに間接経費執行実績報告書の提出が必要となります。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認してください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

8.2.7 委託研究開発費の繰越

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認してください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

8.3 取得物品の取扱い

8.3.1 取得物品の帰属

大学等※¹が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、大学等に帰属するものとします。

企業等※²による取得物品の所有権は、取得価格が 50 万円以上（消費税含む。）かつ耐用年数が 1 年以上のものについては AMED に帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究開発期間終了までの間、委託研究開発のために無償で使うことができます。なお、当該期間中は、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※ 1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学法人、私立大学等の学校法人

イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMED が認めるもの

※ 2 「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

8.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い

企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、所有権が AMED に帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間※は無償貸与し、耐用年数経過後に AMED による評価額にて有償で譲渡することとします。ただし、いずれも AMED が当該取得物品を使用し、又は処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

※ 「耐用年数期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数となります。（工具・器具及び備品は 4 年）

8.3.3 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、研究機関の責任において処分してください。

第 9 章 採択課題の進捗管理

9.1 課題の進捗管理

全ての採択課題について、PS、PO 等が進捗管理を行います。その際、研究開発課題を提案する前提となる重要な研究データ（実験含む）については、委託研究開発の契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります。

また、毎年度、委託研究開発契約に基づき、委託研究開発実績報告書の別添として、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。

進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所における実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図っていきます。また、本事業では、独自のサポート機関が進捗管理システムを使用して、各課題の進捗状況の把握を行います。なお、研究開発計画書等と照らし合わせて、進捗状況により、計画の見直しや中止（早期終了）等を行うことがあります。

担当 PO は、研究班会議に適宜出席し、研究内容および進捗状況の把握や研究班の支援に努めることとしています。また、各研究開発課題において実用化を加速し得る局面の把握に努め、調整費等による重点配分を積極的に検討し、PS に提言します。一方で、国内外の研究の動向を踏まえて各研究開発課題の将来性を見極め、必要な場合は研究費の投入中止を含めて検討し、PS に提言することも求められます。担当 PO は、必要に応じ、進捗管理に係る活動（ヒアリング、サイトビジット、班会議への参画）に有識者の参画を求めることがあります。担当 PO の判断に資する情報を提供するため、当該有識者から各研究者に対して質問等を行う場合があります。

加えて、実用化段階に移行する研究開発課題（独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する「レギュラトリーサイエンス戦略相談」等の対象範囲となる研究開発課題）においては、その採択条件として、治験を開始するごとに、あらかじめ PMDA の「レギュラトリーサイエンス戦略相談」等の相談（対面助言）により合意した研究開発計画にて実施していただくことになります。さらに研究開発期間中、適切な情報管理の下、「レギュラトリーサイエンス戦略相談」等における各種面談に AMED が同席することを承諾し、対面助言の記録及びこれに関連する情報を AMED に共有していただきます。

研究開発期間中、革新的な医薬品や医療機器等の創出を念頭に置いた治験や臨床試験及びそれらを目指した非臨床試験を行うこととなった研究[※]では、プロトコル（目的、対象、選択基準、除外基準、症例数、観察内容、介入内容、統計的手法、研究体制等の情報を含む。）等の臨床試験に関する資料等を提出していただきます。

※ 新しい医薬品や医療機器等の創出を目的としていない研究や新しい医療技術の評価、通常の承認プロセスと異なるものは対象外とします。

9.2 中間評価・事後評価等

本事業では、採択課題のうち 4 年を超える研究開発期間を予定しているものについて、研究開発開始後 3 年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度や研究開発成果等を厳格に評価します。4 年以下の研究開発期間を予定しているものについては、原則実施しないものですが、事業等の推進に当たって中間評価が必要とされた場合には、「課題評価委員会」による中

間評価が実施されます。また、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。本事業では、事業等の推進に当たって中間評価が必要とされた場合には、「課題評価委員会」による中間評価が実施されます。評価結果によっては、PS、PO 等の総合的な判断により AMED が中止（早期終了）を行うことがあります。

また、全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。なお、事後評価時に延長が妥当と評価され PS、PO の判断にて延長が決定した場合は当該事後評価結果を中間評価として取り扱います。さらに、必要に応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

9.3 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究開発代表者等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

第 10 章 研究開発成果の取扱い

研究開発成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、研究開発成果報告、知的財産や成果利用に関する事項を遵守することが研究機関に義務付けられています。

10.1 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得られた研究開発成果等について外部発表等を行う場合は、AMED の支援の成果であること及び謝辞用課題番号を謝辞等に必ず記載してください。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」※にて確認してください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

10.2 研究開発成果報告書及び DMP（研究開発終了時の最新版）の提出と公表

研究機関は、委託研究開発実績報告書の別添として、研究成果を取りまとめた委託研究開発成果報告書及び DMP（研究開発終了時の最新版）を提出していただきます。提出期限は委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して 61 日以内ですので注意してください。期限までに同成果報告書の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなりますので、提出期限は厳守してください。また、同成果報告書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

また、同成果報告書における一部の項目及び成果の概要を含む一部の項目は、公開情報となります。適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開しますので、特許出願前の情報、特許出願中の内容であって未公開の情報、ノウハウ等営業秘密、その他未公開情報については、同成果報告書の様式に沿って非公開対象の箇所に記載してください。

さらに、複数年度にわたる研究開発課題が終了した際の最終的な成果報告書についても、事後評価の際に研究開発代表者を取りまとめる報告書のうち、様式に沿って公開対象の箇所に記載された内容を、適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開します。

また、データシェアリングによる研究開発データの利活用という観点から、AMED からの支援（委託又は補助）を受けた研究開発に関連して創出、取得又は収集した研究開発データを利用したいと考える大学、企業その他の研究機関へ紹介する目的で、DMP（研究開発終了時の最新版）等の一部公開可能な箇所について、AMED ウェブサイトにカタログとして公開する予定です。未公開の情報等については AMED 内で適切に管理し、必要に応じて研究開発代表者等へ詳細を確認、お問い合わせすることがあります。

10.3 研究開発成果の帰属

研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条に規定される要件を満たすことを前提に、研究機関に帰属させることとします（バイ・ドール規定）。バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の研究機関への帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、研究機関自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、このバイ・ドール規定を適用しています。要件

の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。また、研究開発成果や当該研究開発成果に係る知的財産権を、国内の子会社から国外の親会社に承継する場合は、事前に御相談ください。

10.4 研究開発成果の実用化に向けた措置

研究機関におかれましては、AMED の委託研究開発の成果について、国民に還元すべく、社会実装・実用化に最大限取り組むべき立場にあることを強く意識し、これに向けた必要な措置を行ってください。特に、研究成果に係る発明、ノウハウ、データ等の知的財産について最大限活用するとともに、AMED 知的財産ポリシー※に則り、特許権等の知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、研究機関の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。

なお、AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課では、研究機関に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っていますので、Medical IP Desk に御相談ください。（詳細は第 13 章を参照してください。）

※ https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

10.5 医療研究者向け知的財産教材

研究機関に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者向け知的財産教材を AMED ウェブサイト※で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知的財産教材を閲覧することを強く推奨しています。

※ https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html

10.6 研究開発成果のオープンアクセスの確保

研究機関は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果（取得データ等を含む。）のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

10.7 データの取扱い

AMED からの支援（委託又は補助）を受けた研究開発によって創出、取得又は収集されたデータやそのデータを加工等することによって生み出されたデータ（研究開発データ）に関しては、委託研究開発契約書、「AMED における研究開発データの取扱いに関する基本方針」及び「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」※に従った取扱いを行っていただきますよう、お願いいたします。

※ <https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html>

第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等

11.1 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為^{※1}、不正使用^{※2}及び不正受給^{※3}（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

※1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。）をいいます。

※3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

* 上記の定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

11.2 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。また、本事業に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組の一環として、AMED は、本事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。そのため、研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、留意してください。

11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について

研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者については、以下のいずれかのプログラム・教材を履修させてください。

・事例から学ぶ公正な研究活動 ～気づき、学びのためのケースブック～（日本医療研究開発機構）
・研究公正に関するヒヤリ・ハット集（日本医療研究開発機構）
・APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）
・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
・研究機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム

また、臨床研究法においては、研究責任医師及び分担研究医師は、求められる責務に応じて当該臨床研究を適正に実施することができるよう、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な研究手法等の知識及び技術に関して、十分な教育及び訓練を受けていなければならないこと、とされています。対象となる研究者は、以下のいずれかを必ず受講してください。

①臨床研究に従事する者を対象とした臨床研究中核病院が実施する研修※
②上記に準ずるものとして研究機関が認めるもの（臨床研究中核病院以外の機関で実施されるものも含む）

（注 1）単なる学術集会への参加のみは教育訓練に該当しません。

（注 2）APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)、臨床試験のための e-Training center（日本医師会治験促進センター）、ICR 臨床研究入門等の一定の質が担保された e-learning も②に該当し得るものですが、研究責任医師が確実に受講し、内容を理解していることが必要です。

※ 臨床研究中核病院研修実施予定については、以下のウェブサイトの「臨床研究中核病院について」の項目を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiken.html>

11.3.2 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発課題についての初年度の契約締結前までに履修するよう努めてください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

11.3.3 研究機関等の役割・履修状況の報告について

研究機関等は、自己の機関（再委託先を含む。）に属する履修対象者に、上記のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、研究機関等が取りまとめの上、履修状況を AMED が指定する様式により AMED（研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課）に電子ファイルで提出してください。（押印は不要です。）

なお、提出方法及び提出先は、以下の AMED ウェブサイトの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページにて確認してください。

・ 報告対象者	令和 5 年度以降に開始された事業における履修対象者のうち、研究開発代表者及び研究開発分担者
・ 提出期限	研究開発課題についての初年度の契約締結日後翌月末日まで
・ 提出書類	「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」 (AMED ウェブサイトより様式をダウンロードしてください。)
・ URL	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html

11.4 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」又は臨床研究法施行規則第 21 条に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行ってください。

研究機関等が AMED 事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。

11.4.1 AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に基づく利益相反管理

(1) 対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者。ただし、AMED ウェブサイトの「研究公正」ページの「研究開発に当たっての利益相反管理」にある「非研究開発事業一覧」の事業は対象外となります。

(2) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出てください。

11.4.2 臨床研究法施行規則第 21 条に基づく利益相反管理

法令に基づいて利益相反管理を実施してください。

11.4.3 利益相反管理状況報告書の提出について

各研究機関等は、各年度終了後又は委託研究開発契約の終了後 61 日以内に、利益相反管理状況報告書を作成して提出してください。なお、利益相反管理状況報告書については AMEDfind で公開します。

また、利益相反管理状況報告書の様式、提出方法や提出先等については、AMED ウェブサイト※の「研究公正」の「研究開発にあたっての利益相反管理」のページに掲載します。

※ 利益相反管理の詳細については、以下の AMED ウェブサイトにて確認してください。

- ・ 研究活動における利益相反の管理に関する規則
- ・ 規則 Q&A
- ・ 利益相反管理状況報告書

https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/riekisohan_kanri.html

11.5 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続を行ってください。

遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、研究開発計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は委託研究開発課題終了後 61 日以内に、委託研究開発実績報告書別添の委託研究成果報告書に関する記載事項の 1 つとして報告を行っていただきます。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認してください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号、令和 3 年 2 月 3 日一部改正）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号、平成 30 年 12 月 14 日改正）
- 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）
- 臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 31 号、令和 3 年 6 月 30 日一部改正）

- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正）
- ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正）
- ヒト ES 細胞の分配機能に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 69 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示第 88 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正）
- ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正）
- ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、令和 4 年 3 月 10 日一部改正）
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号、令和 4 年 3 月 25 日一部改正）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）
- 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号、令和 3 年 4 月 28 日一部改正）

※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。

- ・ 文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- ・ 厚生労働省「研究に関する指針について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/i-kenkyu/index.html>

11.6 体制整備等に関する対応義務

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日制定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正）、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日制定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正）等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき遵守していただきます。

第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応

12.1 不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。）があった場合（再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託先の研究員その他の者について、本事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、速やかに当該予備調査を開始したことを AMED に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので留意してください。

また、研究機関は、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限以内に、調査結果、不正発生意因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要があるほか、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMED への当該事案に係る資料の提出又は AMED による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMED は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。

12.2 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正）、AMED の「研究活動に

おける不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、以下の措置を行います。

12.2.1 契約の解除等

AMED は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究開発契約を解除し、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。研究機関には、返還に当たって、返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を支払っていただきます。なお、この加算金は、当該委託研究開発費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。）につき年 10.95%の割合で計算した額の範囲内で AMED により定めるものとします。また、次年度以降委託研究開発費を交付しないことがあります。

12.2.2 申請及び参加資格の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、AMED の事業への申請及び参加資格の制限を行います。また、本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加資格の制限が講じられた場合、関係府省に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供します。これにより、関係府省等の競争的研究費において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

【不正行為の場合】

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正行為に係る資格制限の対象者			不正行為の程度	資格制限期間
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年

	3. 1 及び 2 を除く不正行為 に関与した者		2～3 年
不正行為に関与していないものの、不正 行為のあった研究に係る論文等の責任 を負う著者（監修責任者、代表執筆者又 はこれらの者と同等の責任を負うと認 定された者）	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が大きく、又は行為 の悪質性が高いと判断されるもの		2～3 年
	当該分野の研究の進展への影響 や社会的影響が小さく、又は行為 の悪質性が低いと判断されるもの		1～2 年

【不正使用・不正受給の場合】

AMED が措置を決定した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給の内容等	資格制限期間
1 競争的資金等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、かつ、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 競争的資金等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、かつ、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 までにかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5 年
6 競争的資金等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

※ 1 次の場合は、資格制限を課さず、厳重注意を通知する。

- ・ 1～4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※ 2 6 については、善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。

12.2.3 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の、国又は独立行政法人等が所掌し、かつ原資の全部又は一部を国費とする研究資金（競争的研究費等、運営費交付金も含むがこれらに限られない。）（令和 5 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 4 年度以前に終了した制度においても対象となります。）において、不正行為等が認められ申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への研究開発代表者または研究開発分担者としての申請及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の本事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

12.2.4 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者等が、他の競争的研究費等（終了分を含む）で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者等（再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む）の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。当該報告を受けて、AMED は、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

12.2.5 不正事案の公表

本事業において、12.2.1 及び 12.2.2 の措置・制限を実施するときは、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号 厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正）、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」等に従い、原則、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）を公表します。また、同様に関係府省においても公表することがあります。

12.3 AMED RIO ネットワークへの登録について

研究公正活動を効率的に推進するに当たり、AMED と研究機関、あるいは研究機関同士が情報を交換し、互いに協力しあって推進していくことが重要だと考えられます。そこで、全国的に効率的な研究公正活動を推進するために、AMED から研究資金の配分を受けている研究機関の研究公正関係者が気軽に情報交換ができる場を提供すべく、RIO（Research Integrity Officer）ネットワークを平成 29 年度に設立しました。RIO ネットワークについて、詳しくは以下のウェブサイト※を参照してください。

AMED 事業に参画する研究機関の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者（以下、両者を合わせて「研究公正責任者」という。）には、RIO ネットワークのメンバーになっていただきます。

契約の際に提出する「経費等内訳・契約項目シート」の中に、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者に関する情報を記入する欄がありますので、必ず記入してください。研究公正責任者のRIO ネットワークへの登録は、AMED が行います。なお、上記以外で、研究公正関連業務に携わっている担当者を RIO ネットワークに登録する場合は、AMED の RIO ネットワークのウェブサイトの案内に従って実施するようお願いします。

※ https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/rionetwork.html

第 13 章 その他

本項目は、各事業において、特記事項として条件が付されない限り、評価に影響するものではありませんが、それぞれの重要性から、積極的な取組等を AMED として求めるものです。研究機関及び研究者におかれましては、その趣旨を十分に御理解いただき、研究開発に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、これらの取組の結果については、今後の AMED 事業運営に資するため、研究動向の分析等に利用させていただくとともに、研究開発課題が特定されない形（例：事業やプログラムごとの単位等）で分析結果を公開させていただく場合があるため、委託研究開発成果報告書への記載を求めているものがあります。

13.1 医療研究開発の「社会共創」の推進

AMED は、「社会共創（Social Co-Creation）」の取組として、①医療研究開発にともない生じる倫理的・法的・社会的課題（ELSI）への対応、②多様な幸せ（well-being）を実現するためのダイバーシティ推進、③ Society 5.0 における医療研究開発のための持続可能な開発目標（SDGs）への対応を、組織として推進しています。

（参考）AMED ウェブサイト「社会共創」

<https://www.amed.go.jp/socialcocreation/index.html>

13.1.1 社会との対話・協働の推進

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が必要です。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

13.1.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）の推進

AMED は、患者さん一人一人に寄り添い、その「LIFE（生命・生活・人生）」を支えながら、医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんや御家族の元に届けることを使命としています。このことに鑑み、医学研究・臨床試験における患者・市民参画※（PPI：Patient and Public Involvement）の取組を促進します。医学研究・臨床試験プロセスの一環として、研究者が患者・市民の知見を参考にするこの取組により、患者等にとってより役に立つ研究成果の創出や研究の円

滑な実施、被験者保護の充実等が期待されることから、医学研究・臨床試験における患者・市民参画に積極的に取り組むようお願いします。

(参考) AMED ウェブサイト「研究への患者・市民参画 (PPI)」

<https://www.amed.go.jp/ppi/index.html>

13.2 健康危険情報

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式^{※1}にて厚生労働省への通報をお願いしています。連絡先等詳細については、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」^{※2}を参照してください。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000->

[Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc)

※2 <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

13.3 リサーチツール特許の使用の円滑化

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議））に基づき、適切に取り組むよう努めてください。

13.4 知的財産推進計画に係る対応

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により、毎年策定されている計画です。なお、知的財産推進計画 2014（平成 26 年 7 月 4 日知的財産戦略本部）^{※1}においては、国際標準化活動をさらに活性化するために、認証の戦略的活用を促進することが記載されたので、AMED においても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むことにしています。

このため、本事業において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むようお願いします。

※1 知的財産推進計画 2014

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

(該当箇所抜粋)

第1.産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野^{※2}における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。（短期・中期）（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット

13.5 AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾンによる知財コンサルテーション支援

AMED では、AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、知的財産戦略や導出戦略について、AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾン^{※1}による知財コンサルテーションを無料で実施しています。また、当該知財コンサルテーションの一環として、希望に応じて、得られた研究成果の的確な知財戦略策定のために、外部調査機関による先行文献調査等を無料で提供しています。

さらに、全国各地の研究機関に AMED 知財リエゾンが直接出向き、AMED 知財コンサルタントと連携しつつ、得られた研究成果に対し、導出に向けた早期にコンサルテーションを可能とする体制を構築しています。AMED 知財リエゾンは、具体的に、①研究開発の早期における適切な導出を目指した知財戦略アドバイス、②先行文献調査、市場調査、技術シーズの評価支援、③展示会・商談会等における適切な研究成果 PR シートの作成指導等を行います。

上記支援等を希望される方は、Medical IP Desk（医療分野の知的財産相談窓口）にお問い合わせください。Medical IP Desk については以下のウェブサイト^{※2}を参照してください。

※1 AMED 知財リエゾン https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_riezon.html

※2 Medical IP Desk https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

13.6 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと[®]」

医療分野の研究開発成果の早期実用化に向けて、大学等アカデミア発の研究シーズ情報と企業ニーズ情報のマッチングを早期の段階で支援するための非公開情報ネットワークシステム「AMED ぷらっと[®]」を、平成 30 年 4 月より稼働しました。研究シーズを企業の担当者にアピールすることができ、早期段階で企業との連携を図ることができます。そのため、医療分野の研究シーズについて積極的に当該システムへの登録をお願いいたします。なお、AMED ぷらっと[®]利用開始等の詳細については、AMED ぷらっと[®]ウェブサイト[※]を参照してください。

※ AMED ぷらっと[®]ウェブサイト

https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/amed_plat.html

13.7 創業支援ネットワーク及び創業事業部による支援

AMED では、大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創業事業部（以下「創業事業部」という。）が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法

人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬事業部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験（GLP 準拠）等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬事業部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED 事業のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課と調整の上、創薬事業部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬事業部に情報提供を行います。（第 6 章を参照してください。）なお、創薬事業部は研究者の要請に基づいて、上記の支援を行います。

同様に、医薬品開発に係る応募研究開発課題のうち、創薬事業部で支援を行っている、もしくは、行っていた課題についても、その支援内容等を事業担当課に情報提供を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援に関する照会先は、第 14 章を参照してください。

13.8 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援

AMED では、革新的医療技術創出拠点（橋渡し研究支援機関及び臨床研究中核病院）において、アカデミア等の基礎研究の成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築しています。

革新的医療技術創出拠点では、医薬品・医療機器等の開発を支援するために、薬事や生物統計、プロジェクトマネジメント、知財等の専門人材に加えて、バイオマーカー評価設備、細胞調製施設、臨床試験データのセキュアな管理センターを整備し、拠点内外のシーズに対して基礎研究段階から臨床試験・治験・実用化に関する支援を行っています。また、将来の医薬品・医療機器等の研究開発を担う若手人材や医療アントレプレナーを育成するプログラムや、医療分野で実用化を目指す方向けのセミナーやシンポジウムなども開催しています。

革新的医療技術創出拠点が提供する各種サービス・コンサルテーション・共同設備は、当該拠点の学内や病院内だけでなく、外部の研究機関やベンチャーを含む企業の研究者にも広く御利用いただけます。

（支援業務やサービスの一部は各機関の規程に基づき有償。）ARO (Academic Research Organization) の支援対価の計上が研究費として認められる事業において、医療シーズの実用化研究を計画、実施する際に革新的医療技術創出拠点による支援を希望される方は、以下の拠点一覧※にある問い合わせ先を参照してください。

※ 拠点一覧

https://www.amed.go.jp/program/list/16/01/001_ichiran.html

13.9 研究者情報の researchmap への登録

researchmap[※]は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されていますので、本事業実施者は積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

※ <https://researchmap.jp/>

13.10 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託について

本事業の実施者は、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後、国内リソース拠点^{※1}へ当該バイオリソースを寄託^{※2}し、広く研究者の利用に供することが強く推奨されます。

※1 ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP)、理化学研究所バイオリソース研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所、大学等において整備されているバイオリソースの寄託・保存・提供を担う国内公共拠点

※2 当該リソースに関する諸権利は移転せずに、※1の国内リソース拠点等における利用（保存・提供）への利用を認める手続です。寄託同意書で提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用等の使用条件を付加することができます。

13.11 各種データベースへの協力

(1) NBDC からのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースのデータ提供や公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/

2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

(2) 患者レジストリ検索システムへの登録について

クリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN) は、疾患登録システム (患者レジストリ) を臨床開発に活用することで、日本国内における医薬品・医療機器等の臨床開発を活性化させることを目指し、そのための環境整備を産官学で行う厚生労働省主導のプロジェクトです。国立国際医療研究センターは、疾患登録システム (患者レジストリ) の活用促進による、効率的な医薬品・医療機器等の臨床開発の支援の一環として、国内に存在する患者レジストリに関する情報の検索システムを構築し、一般公開しています (<https://cinc.ncgm.go.jp/>)。患者レジストリ及びコホート研究 (治験・介入研究は除く。) に係る研究開発課題で同検索システムに未登録の場合は、登録に御協力をお願いします。

(3) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もあります。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、御協力をお願いします。

13.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定) においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること (博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当) を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント (RA) としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日文部科学省科学技術・学術審議会人材委員会) においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
 - ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ※ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の子身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
 - ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

13.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日文部科学省科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、3年程度を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

13.14 登用される若手研究者の自発的な研究活動について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業から人件費を支出しつつ、本事業で登用される若手研究者のエフォートの一定割合（20%を上限とする。）について、研究開発代表者等が当該研究開発の推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合は、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動への充当を可能としております。詳細は、AMED ウェブサイト「事業手続き（様式集など）」>「事務処理説明書・様式集」※にて確認してください。

※ <https://www.amed.go.jp/keiri/index.html>

第 14 章 お問合せ先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先にお問い合わせください
※1、※2。また、情報の更新がある場合は AMED ウェブサイトの公募情報※3に掲載しますので、併せて参照してください。

※1 公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方法等に関するお問合せは電子メールでお願いします（以下アドレス
"AT"の部分を変えてください）。休日や祝日は対応致しませんのでご注意ください。

※2 電話番号のお掛け間違いに注意してください。電話受付時間は、特記がない場合、平日 10:00～12:00 及び
13:00～17:00 です。

※3 <https://www.amed.go.jp/koubo/>

照会内容	連絡先
公募研究開発課題、評価、提案書類 の記載方法等	AMED 革新的がん医療実用化研究事業 E-mail: wgs-cancer"AT"amed.go.jp AMED 創薬事業部 創薬企画・評価課 E-mail: rare-koubo"AT"amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課 E-mail: kouseisoudan"AT"amed.go.jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラム	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課 E-mail: kenkyuukousei"AT"amed.go.jp
RIO ネットワーク	AMED 研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課 E-mail: rionetwork"AT"amed.go.jp
Medical IP Desk (医療分野の知財相談窓口)	AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課 E-mail: medicalip"AT"amed.go.jp
創薬支援ネットワーク及び創薬事業部 による支援	AMED 創薬事業部 東日本統括部 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町一丁目 5 番 5 号 室町ちばぎん三井ビルディング 8 階 Tel: 03-3516-6181 E-mail: id3navi"AT"amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え (FAQ) ページにて確認してください： https://www.e-rad.go.jp/contact.html →そのうえで、e-Rad にログインし、操作マニュアルを確認できる状態で： Tel: 0570-057-060 (ナビダイヤル)、利用できない場合は 03-6631-0622 (直通) 受付時間 9:00～18:00 (平日) ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く

バイオサイエンスデータベース	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） バイオサイエンスデータベースセンター Tel: 03-5214-8491 E-mail: nbdc-kikaku"AT"jst.go.jp
-----------------------	---

別 表

AMED)において求める各種資料の提出時期と内容の整理

	新薬品等			新効能		倫理指針下の 臨床試験 臨床研究法における 臨床研究
	非臨床試験	治験（医師主導治験／企業治験）		第Ⅰ相（安全性）	第Ⅱ相以降	
工程表	研究開発提案時に承認取得までの工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。	同左	同左	同左	同左	研究開発提案時に目標達成までの工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。
治験実施計画書	研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する。若しくはマイルストーンにて提出時期を明示する。	同左	同左	研究開発提案時に治験実施計画書、又は実施計画書・骨子を提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	同左	研究開発提案時に臨床試験の実施計画書、又は実施計画書・骨子を提出し、臨床試験実施前に実施計画書を提出する。
レギュラトリーサイエンス 戦略相談 （対面助言）	研究フェーズ・内容に応じた相談（対面助言）を、原則採択後1～2年目に求める。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録があれば提出する。	同左	同左	同左	同左	—
	・非臨床試験充足性 ・治験薬等の品質・規格	治験デザイン	・臨床データパッケージ ・治験デザイン	治験デザイン	・臨床データパッケージ ・治験デザイン	—
提案書に記載する生物統計家の関与についての記載等	—	関与の有無について記載が必要。 関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。 関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左	同左
生物統計家関与の必要性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。
知財	知財等の状況・戦略を記載する。					不要
提案書に記載する知財等の状況の項目	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出（実用化）に対する方針					
企業との連携	連携状況を記載する。					
治験薬の入手に関する状況	治験薬（対照薬を含む）の入手に関する情報を記載する。	同左	同左	同左	同左	—

別表

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

未承認の医療機器(使用目的の拡大を含む)					倫理指針下の臨床試験 特定臨床研究		既承認の医療機器(承認範囲内での使用)
非臨床試験	治験(医師主導治験/企業治験)		探索的治験	倫理指針下の臨床試験 特定臨床研究	倫理指針下の臨床試験 特定臨床研究		
	同左	同左					
研究の目標	・製造販売承認の取得(使用目的の拡大を含む)						・新たなエビデンスの構築 (標準治療の確立・術式の確立など)
工程表	研究開発提案時に承認取得への工程やマイルストーンを示した工程表を提出する。 (保険収載や標準治療の確立にいつでも簡潔に記載する。)	同左	同左	研究開発提案時に、試験の位置付けを明確にし、出口戦略(今後の治験実施予定、企業連携、製造販売承認、保険収載)を示した工程表を提出する。	研究開発提案時に、得られるエビデンスの活用方法とそれに向けての工程・マイルストーンを示した工程表を提出する。		
実施計画書	研究開発提案時にプロトコルコンセプトを提出する、若しくはマイルストーンにて提出時期を明示する。	同左	研究開発提案時に治験実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出する。	研究開発提案時に臨床治験の実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、臨床試験実施前に実施計画書を提出する。 また、研究開発提案時に、非臨床試験に関する資料を提出する。	研究開発提案時に臨床試験の実施計画書、又は実施計画書骨子を提出し、臨床試験実施前に実施計画書を提出する。		
規制当局との相談等	研究フェーズ・内容に応じたPMDA相談を適時求める。申請時には既に実施した相談記録があれば提出する。	同左	同左	左記に加え、以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 ・機器の入手 ・先進医療制度の活用	以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 ・先進医療制度の活用		
主な相談内容	・治験の要/不要 ・非臨床試験充足性	・治験デザイン ・臨床データパッケージ	同左	また、施設内の委員会等と相談を進めている場合は、その状況を記載する。			
提案書に記載する生物統計家の関与についての記載等	—	関与の有無について記載。関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左		
生物統計家関与の必要性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき	関与すべき場合もある。	関与すべき場合もある。		
知財	知財等の状況・戦略を記載する。						必要に応じて知財等の状況を記載する。
提案書に記載する知財等の状況の項目	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針						—
企業との連携	連携がある場合、その状況を記載する。	連携がある場合、以下について記載する。 ・共同研究契約、覚書の有無 ・安全性情報の管理体制 ・不具合発生時の対応・責任				連携がある場合、その状況を記載する。	
治験機器の入手・提供に関する状況	治験機器(対照機器を含む)の入手に関する情報を記載する。						—



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

疾患基礎研究事業部 疾患基礎研究課

創薬事業部 創薬企画・評価課

ゲノム・データ基盤事業部 ゲノム医療基盤研究開発課

ゲノム・データ基盤事業部 医療技術研究開発課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル 22F

令和4年12月